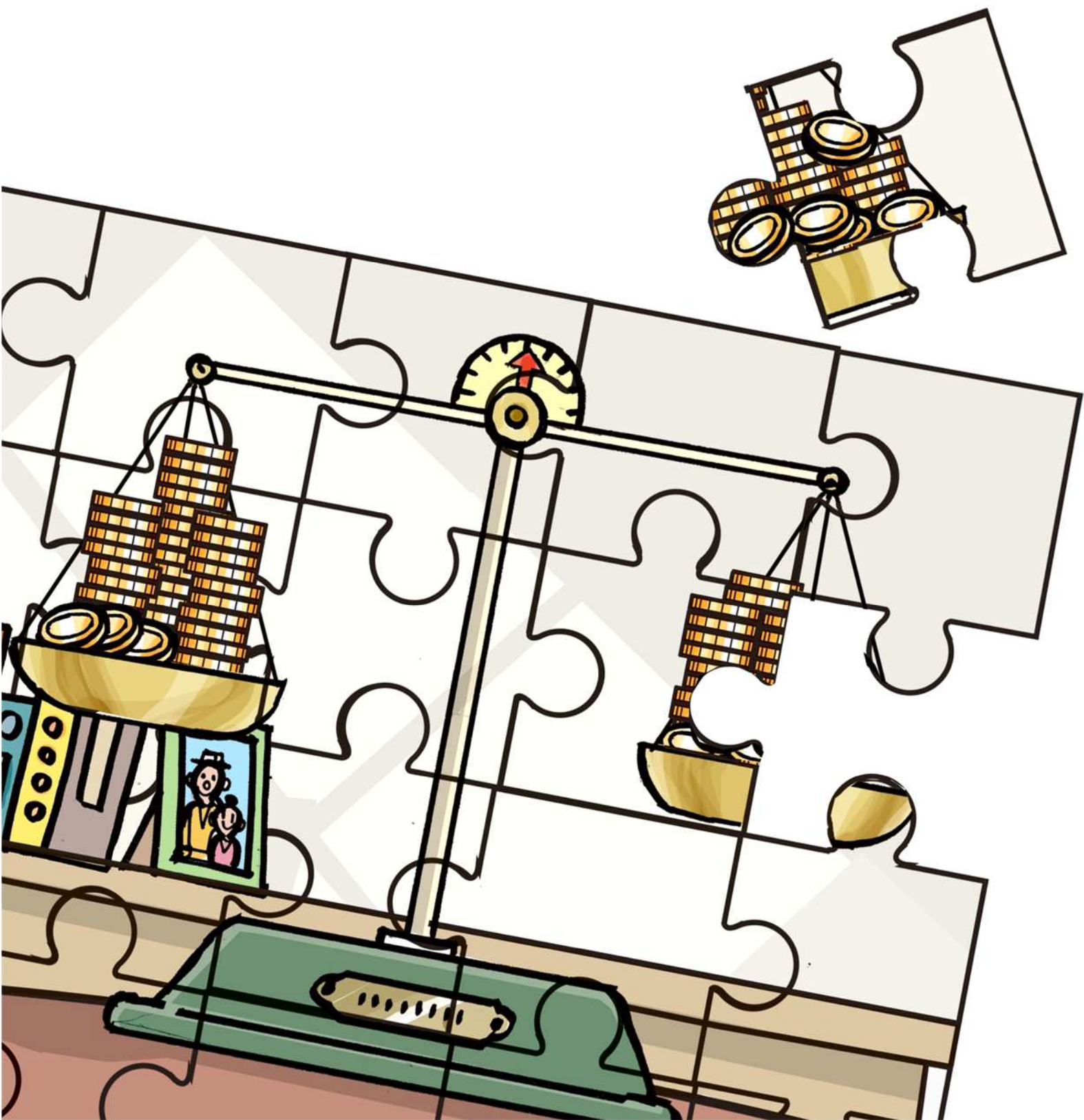


「国の財務書類」ガイドブック

令和 7 年 3 月
財務省主計局



内容

1. はじめに.....	1
(1) 我が国の会計制度の概要.....	1
(2) 財務書類作成に至る取組.....	1
(3) 財務書類の特徴.....	3
2. 「国の財務書類」について.....	5
(1) 作成目的.....	5
(2) 体系.....	5
(3) 構成.....	6
(4) 作成方法.....	8
3. 「国の財務書類」の特徴 ～企業会計との違いを中心に～.....	10
(1) 貸借対照表.....	10
① 現金・預金の取扱い.....	10
② 有価証券の取扱い.....	13
③ 貸付金の取扱い.....	13
④ 国有財産（公共用財産を除く）の取扱い.....	14
⑤ 公共用財産の取扱い.....	14
⑥ 公共用財産に係る災害復旧費の取扱い.....	15
⑦ 公債の取扱い.....	17
⑧ 公的年金等の取扱い.....	19
⑨ 資産・負債差額.....	26
(2) 業務費用計算書.....	27
① 業務費用計算書に計上する費用.....	28
② 債務償還費の取扱い.....	28
(3) 資産・負債差額増減計算書.....	29
① 資産・負債差額増減計算書の計上項目.....	29
② 「財源」－「業務費用」＝当期純損失相当額の表示.....	30
(4) 区分別収支計算書.....	31
① 区分別収支計算書の区分.....	32
② 貸借対照表の「現金・預金」との連動.....	32
4. 「連結財務書類」の特徴.....	35
(1) 連結財務書類の作成目的.....	35
(2) 連結の考え方.....	35
(3) 連結の方法.....	35
(4) 連結財務書類の位置付け.....	35
5. 「事業別フルコスト情報の開示」について.....	37

(1) 概要	37
(2) フルコストの算定方法等について	38
(3) フルコスト情報の活用について	40
(4) フルコスト情報の公表について	44

1. はじめに

(1) 我が国の会計制度の概要

我が国の財政活動の基本は、その活動に必要な財源を国民から税金等として徴収し、これを適正に配分することにあります。そのため、収入支出の判断を確実かつ健全に行うことが重要であることから、国の会計は、現金の授受の事実を重視する「現金主義」を採用しています。

また、予算編成にあたっては、一会計年度における一切の経費を歳出とし、一切の現金収入を歳入として両建てで計上する「総計予算主義」を採用し、予算の全貌が明らかとなるように、歳入歳出の差引計算は行わないこととしています。そして、予算は国会の議決による統制の下に置き、その執行結果を決算として事後的に国会へ報告しています。

このように、財政活動のコントロールを確実かつ健全に実施する必要から、現金の授受のもつ客観性、確定性に着目して国の会計制度が規定されています。

(2) 財務書類作成に至る取組

一方、バブル崩壊後の我が国の財政状況が悪化するなか、財政構造改革を進める一環として、政府の財政状況をよりわかりやすく国民に説明すべきとの要請が高まってきました。

平成 11 年 2 月に、総理大臣直属の諮問機関である経済戦略会議において「日本経済再生への戦略」が取りまとめられ、『国民に対して政府及び地方公共団体の財政・資産状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計の原則の基本的要素を踏まえつつ財務諸表の導入を行うべきである。』との提言がなされました。

この提言を受け、国の資産・負債に係る各種の情報について、国民によりわかりやすく一覧性のある形で報告するという観点から、先進諸国における事例^(注1)も参考にしつつ、企業会計における貸借対照表の手法を用いて提供することとし、平成 12 年 10 月に「国の貸借対照表（試案）」（平成 10 年度決算分）を作成・公表しました。^(注2)

(注 1) イギリス等の先進諸国では、90 年代、財政構造改革に向けた取組の中で、民間企業の経営理念や経営手法を可能な限り行政部門にも導入し、活性化・効率化を図っていこうとする考え方（いわゆる New Public Management (NPM)）に基づき、貸借対照表の作成等、財政状況報告の改善等への取組が行われていました。

(注 2) 平成 10 年度決算分より、一般会計及び特別会計を合わせた国全体のストック情報を開示。平成 12 年度決算分からは、特殊法人等も含めた連結貸借対照表も合わせて公表しています。

図1 財務書類整備の経緯

- ① 「日本経済再生への戦略」(経済戦略会議(平成11年2月))
「国民に対して政府及び地方公共団体の財政・資産状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計の原則の基本的要素を踏まえつつ財務諸表の導入を行うべきである。」
- ② 「国の貸借対照表(試案)」の作成・公表(平成12年10月公表(平成10年度決算分))
平成10年度決算分より、一般会計及び特別会計を含めた国全体のストックの情報を開示。
平成12年度決算分より、連結貸借対照表も合わせて公表。
- ③ 「公会計に関する基本的考え方」(財政制度等審議会(平成15年6月))
「予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進めることが適当である。」
- ④ 「省庁別財務書類の作成について」(財政制度等審議会(平成16年6月))
平成14年度決算分より、省庁ごとにフローとストックの情報を開示する「省庁別財務書類」を作成・公表。
- ⑤ 「国の財務書類」の作成・公表(平成17年9月公表(平成15年度決算分))
平成15年度決算分より、省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体のフローとストックの情報を開示する「国の財務書類」を作成・公表。
- ⑥ 「特別会計財務書類」の国会提出(平成21年1月(平成19年度決算分))
「特別会計に関する法律」により、平成19年度決算分から「特別会計財務書類」について、会計検査院の検査を経て、国会へ提出。
- ⑦ 「政策別コスト情報の把握と開示について」(財政制度等審議会(平成22年7月))
平成21年度決算分より、省庁別財務書類の業務費用計算書において形態別に表示されている費用を、各省庁の政策評価項目毎に表示した「政策別コスト情報」を作成・公表。
- ⑧ 「国の財務書類」の作成・公表の早期化(平成23年度「国の財務書類」)
平成23年度決算分より、財務書類作成システムの導入等により、作成・公表を早期化。従来、翌々年度5月に公表していた「国の財務書類(一般会計・特別会計の合算)」の公表時期を翌年度1月に早期化。
- ⑨ 財務書類等の一層の活用に向けて(報告書)(財政制度等審議会 法制・公会計部会 財務書類等の一層の活用に向けたワーキンググループ (平成27年4月))
国民に対するわかりやすい説明の実施、行政活動の効率化・適正化のために政策別コスト情報を改善すること等の提言がなされた。
- ⑩ 事業別フルコスト情報の把握と開示について(財政制度等審議会 法制・公会計部会 (令和3年1月))
コスト情報の一層の活用を目的として、令和2年度決算分より、「政策別コスト情報」を見直し、各省庁の代表的な事業のコストに着目した「事業別フルコスト情報」を作成・公表。

この「国の貸借対照表(試案)」は、その後、平成14年度決算分まで作成されましたが、ここでは従前の国の資産・負債に関する各報告書の情報を単に統合するのみならず、従来は報告対象となっていなかった公共用財産等の情報を新たに算定し、減価償却や引当金の計上等企業会計の手法を用いた情報を付加することとしました。

その後、公会計についての関心が高まり、機能の充実が求められる中、平成15年6月、財政制度等審議会において「公会計に関する基本的考え方」が取りまとめられました。ここでは、行政府のアカウンタビリティを高め、財政の効率化・適正化を促すため、『予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁

に着目し、省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進めること』とされ、省庁別財務書類の作成に向けて検討を行うことが示されました。

これを受け、省庁別財務書類作成に必要となる会計基準について、財政制度等審議会において検討が重ねられ、平成 16 年 6 月に「省庁別財務書類の作成基準」が取りまとめられました。

この基準に基づき、平成 14 年度決算分より、省庁ごとにフローとストックの情報を開示する「省庁別財務書類」の作成・公表を行い、さらに、平成 15 年度決算分より、財務省主計局において、省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体のフローとストックの情報を開示する「国の財務書類」の作成・公表を行っています。

(3) 財務書類の特徴

このような経緯により作成されている「国の財務書類」ですが、企業会計の手法を用いつつも、国の財政活動の特性を踏まえた独自の工夫を行っています。

例えば、国の財政活動は、税收等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。

一方で、フローの情報として国の財政活動の結果として発生したコスト(費用)を明らかにする業務費用計算書を作成するとともに、国の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする資産・負債差額増減計算書を作成しています。なお、資産・負債差額増減計算書では、業務費用と財源を対比してみることが可能となっています。

また、国の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、決算資料に基づき取得原価を推計する等して貸借対照表に計上しています。この点も企業会計にはない手法といえます。

さらに、貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では純資産として取り扱われますが、国の会計においては、企業会計のような払込資本に関する取引がなく、また、損益計算は行わないことから、稼得資本に関する取引も存在していません。また、資産と負債の差額の内訳については、その約半分が財務書類作成開始時に生じた差額であり、具体的な性格を明確にすることは困難であること、作成開始時以降は、資産・負債差額増減計算書を作成して、資産と負債の差額の増減要因を明らかにしていることから、資産と負債の差額は「資産・負債差額」として一括表示をすることとしています。

詳細については、P. 10 以降の『3.「国の財務書類」の特徴 ～企業会計との違いを中心に～』で説明しています。

△コラム▽ 国の会計処理原則と会計年度所属区分の考え方について

国の会計は、現金の授受を基準として収入支出を計算整理する「現金主義」を採用していますが、正確には、発生主義的要素が一部取り込まれた「修正現金主義」です。この収入支出を“どの年度に帰属させるか”の判断にあたっては、原則として、債権債務の発生の事実に基づき決定することとしており、年度所属区分の基準としては、原則として「発生主義的年度区分」が採用されています。

そこで、当該年度に発生した債権債務について、その現金の収支を可能な限り完了させたうえで決算を作成する必要があることから、この収入支出の出納に係る事務を整理し確定する期限として「出納整理期限」の制度が設けられています。

なお、収入支出の出納整理期限までに未収未払として残ったものについては、翌年度以降において現金が授受された段階を以て年度所属を定めるといふ、現金主義的な年度所属区分を併用して処理の整合を図っています。

2. 「国の財務書類」について

(1) 作成目的

「国の財務書類」は、国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供すること等を目的として、企業会計の考え方及び手法を活用して作成しているものです。

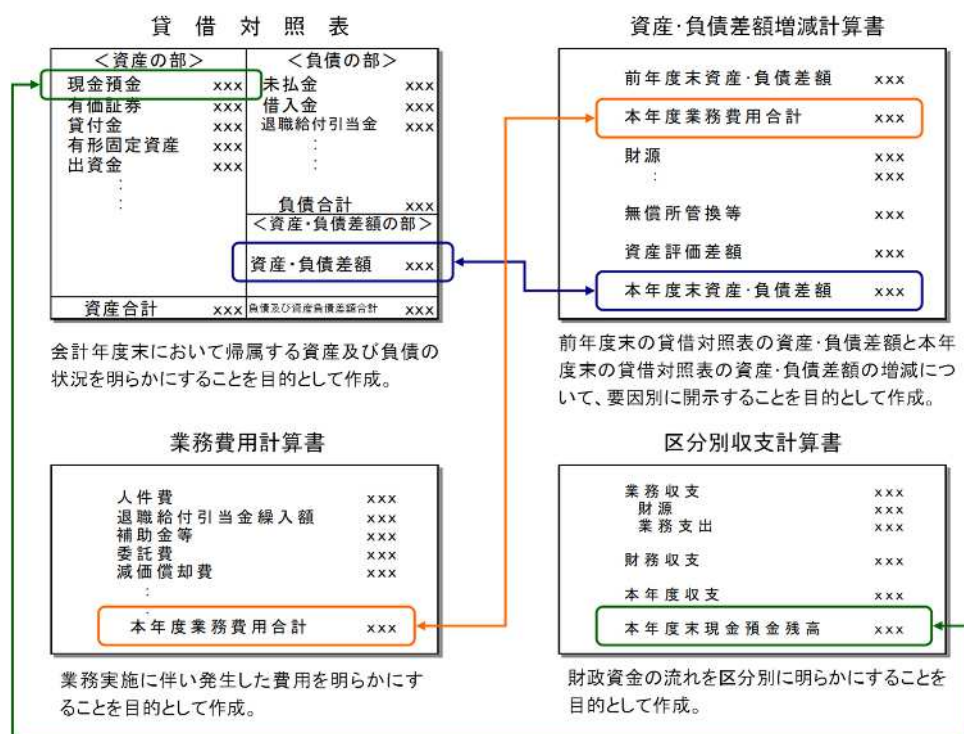
財務書類の作成にあたり、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用することで、国の財政状況について、資産・負債の状況のみならず、税財源の使用状況にかかる情報についても一覽的に分かりやすく開示することが可能となります。それによって、国民に対する説明責任の履行の向上につながるとともに、財政活動の効率化・適正化に資する財務情報の提供につながるものといえます。

(2) 体系

「国の財務書類」の体系は、

- ① 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
 - ② 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「業務費用計算書」
 - ③ 貸借対照表の資産・負債差額の増減の状況を明らかにする「資産・負債差額増減計算書」
 - ④ 財政資金の流れを区分別に明らかにする「区分別収支計算書」
- の財務書類4表及びこれらに関連する事項の附属明細書となっています。

図2 財務書類の体系



財務書類4表のうち、「貸借対照表」と「区分別収支計算書」については、企業会計とほぼ同様の形態であるということが出来ますが、「業務費用計算書」と「資産・負債差額増減計算書」は、国の特性を踏まえた独自のものです。

国の財政活動は、税収等を財源としてこれを配分し執行しており、利益獲得を目的としていないことから、国においては、企業会計のような損益計算書の作成は行わないこととしています。

むしろ、国においては、投入されたコストに対してどれだけの効用・便益を得ることができたのかという観点で行政の効率性等を判断する必要があることから、業務実施に伴い発生した費用を明らかにする計算書としての「業務費用計算書」を作成することとしています。

また、財源や業務費用計算書には計上されない資産評価差額等、貸借対照表の資産・負債差額を増減させるすべての要因を表す計算書として、「資産・負債差額増減計算書」を作成することとしています。

(3) 構成

〔 国の財務書類 〕

一般的に「国の財務書類」といった場合、一般会計と特別会計を合わせた国全体の財政状況等を表す財務書類を指します。この「国の財務書類」は、各省庁が作成した「省庁別財務書類」を全省庁分合算して作成します。

〔 省庁別財務書類 〕

「省庁別財務書類」は、各省庁が所管の一般会計と特別会計を合算して作成する財務書類です。

省庁は、行政府の基本単位であり、予算執行の単位であるとともに行政評価の主体でもあります。これに着目して財務書類を作成することにより、各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供すること等を目的としています。

〔 会計別財務書類 〕

国においては、財政状態を明確にするため、収支をすべて一個の予算に総合し、統一して計算することを建前としています。しかし、例外として、特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律に基づき特別会計を設置することが認められています。この特別会計に対し、特別会計に所属しない歳入歳出の組織全体を一般会計といいます。

一般会計の各省庁所管の歳出予算には、各省庁の業務を遂行するために必要な経費が計上されていますが、これを賄う歳入には所管の概念はなく、租税収入等の歳入の大半は財務省に計上されています。すなわち、一般会計は全体で収支が均衡するよう財政運営が行われており、各省庁単位では収支均衡していません。

ん。よって、一般会計では、各省庁は会計単位としては独立した主体とはなっていません。

しかし、各省庁は予算執行の単位であるとともに、行政評価の主体であることから、各省庁を会計主体として擬制して、一般会計の省庁別財務書類を作成することとしました。

特別会計については、国の会計の一部を区分して経理するために設置されたものであり、会計単位としては独立していることから、この特別会計を単位として、特別会計が経理している業務に係る財務情報を開示することを目的として「特別会計財務書類」を作成しています。これについては、「特別会計に関する法律」（平成 19 年 3 月 31 日法律第 23 号）第 19 条の規定に基づき、毎年国会への提出が義務付けられています。

《参考》 特別会計一覧（令和 5 年度）

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計 | ・ 年金特別会計 |
| ・ 地震再保険特別会計 | ・ 食料安定供給特別会計 |
| ・ 国債整理基金特別会計 | ・ 国有林野事業債務管理特別会計 |
| ・ 外国為替資金特別会計 | ・ 特許特別会計 |
| ・ 財政投融资特別会計 | ・ 自動車安全特別会計 |
| ・ エネルギー対策特別会計 | ・ 東日本大震災復興特別会計 |
| ・ 労働保険特別会計 | |

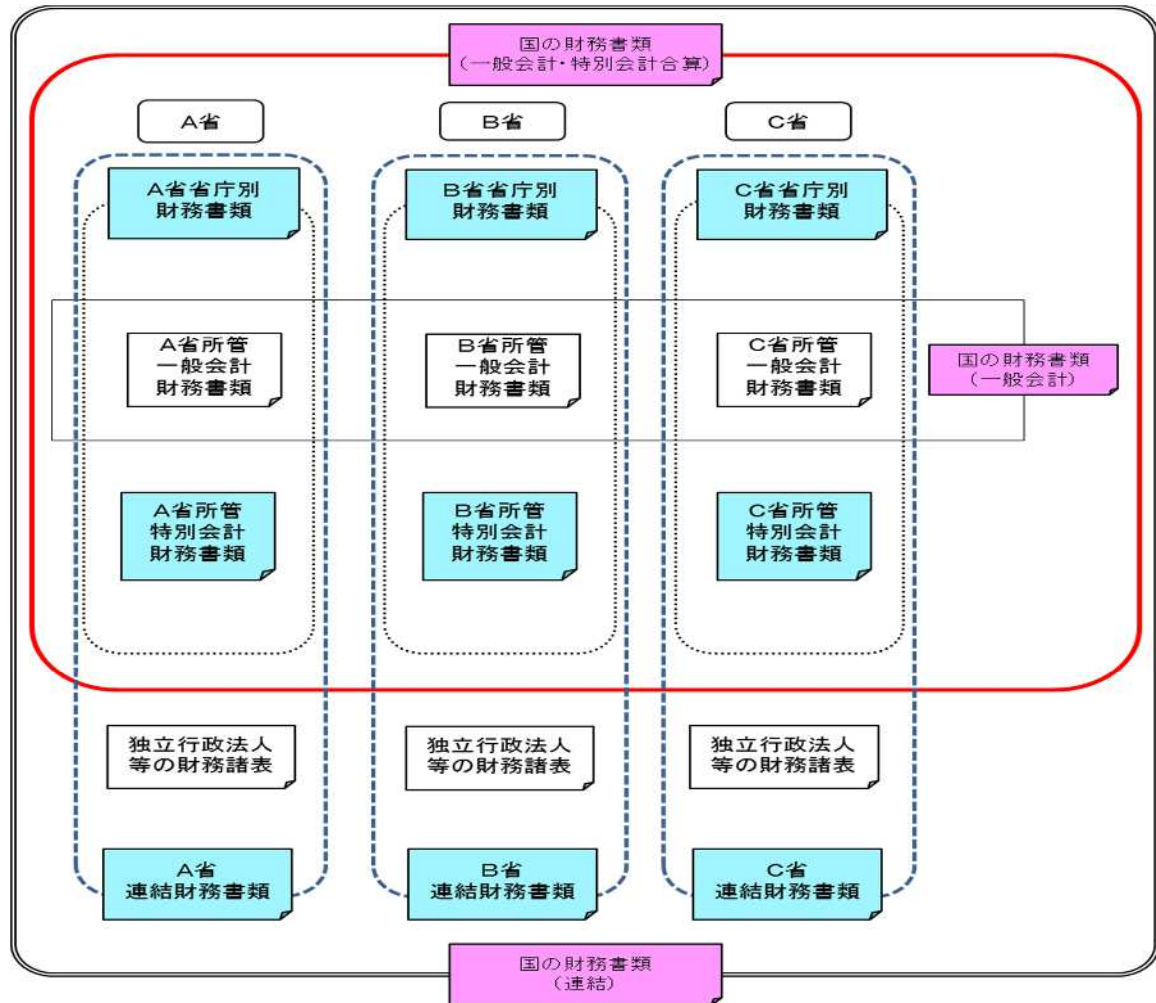
< 以上 13 特別会計 >

〔 **連結財務書類** 〕

また、国の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人等を省庁別で連結した「省庁別連結財務書類」及び国全体で連結した「国の財務書類（連結）」も作成しています。

独立行政法人等は、基本的には国の行政活動のうち実施機能を分離して別法人の形態で活動している主体であることから、国の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人等を各省庁に連結することにより、国が実施している業務の全体像を捉えることが可能となります。

図3 「国の財務書類」の構成



(4) 作成方法

前の『(3) 構成』においても触れましたが、「国の財務書類」は、「省庁別財務書類」を合算して作成します。

省庁別財務書類は、財政制度等審議会が取りまとめた「省庁別財務書類の作成基準」（平成16年6月）に基づいて作成しています。

「公会計に関する基本的考え方」（平成15年6月財政制度等審議会）において省庁別財務書類の作成に向けて検討を行うことが示されたことを受け、その後、財政制度等審議会において会計学等の専門家により具体的な作成基準の検討が進められ、平成16年6月に「省庁別財務書類の作成基準」として取りまとめられました。

この作成基準においては、省庁別財務書類は、国の歳入歳出決算及び国有財産台帳等の計数に基づき、必要に応じて過去の事業費を累計して作成することとされています。

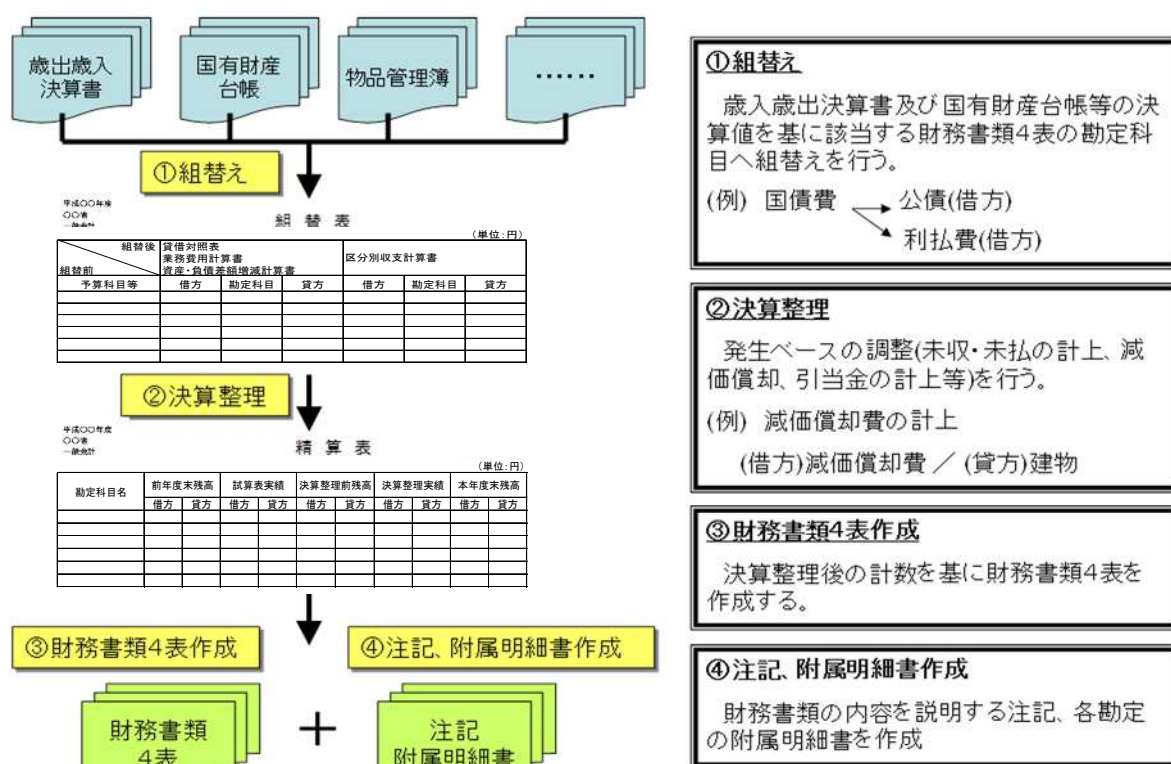
国の資産のうち、道路や堤防等の公共用財産には、台帳上物量尺度のみが管理され価格管理はされていないものが多数ありますが、それらの資産にサービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合には、決算資料に基づき取得原価を推計して貸借対照表に計上することとしている点は、この作成基準の特徴の一つ

であると言えます。

具体的な作成手順は、図4の通りです。

まず、歳入歳出決算書及び国有財産台帳等の決算値を基に該当する財務書類4表の勘定科目へ組替えを行い(①)、決算整理として、未収・未払の計上、引当金の計上、減価償却の実施といった発生主義の手法による調整を行います(②)。そして、決算整理後の計数を基に財務書類4表を作成し(③)、財務書類の内容を説明する注記の記載と附属明細書を作成して(④)、完成となります。

図4 財務書類作成の流れ(イメージ図)



《参考》 財源の配賦処理について

P6、7 で説明したとおり、一般会計は全体で収支が均衡するよう財政運営が行われています。このため、歳入歳出決算を前提として省庁別財務書類を作成してしまうと、各年度のフローは、歳入の大半が計上されている財務省で大幅なプラス、その他の省庁ではマイナスとなってしまいます。

そこで、省庁別財務書類の作成にあたっては、財務省から他省庁へ財源を配賦する会計処理を行うこととし、各省庁の歳出額に見合う財源を擬制する会計的な整理を行うこととしています。

3. 「国の財務書類」の特徴 ～企業会計との違いを中心に～

(1) 貸借対照表

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：十億円)

<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	65,362	未払金等	12,564
有価証券	142,338	賞与引当金	344
未収金等	12,060	政府短期証券	94,771
前払費用	2,396	公債	1,164,288
貸付金	122,317	借入金	34,151
運用寄託金	115,630	預託金	10,504
貸倒引当金	▲ 1,266	責任準備金	9,813
有形固定資産	196,748	公的年金預り金	125,507
国有財産(※)	34,329	退職給付引当金	5,127
公共用財産	158,738	その他の負債	16,758
物品	3,677		
その他の固定資産	3	負 債 合 計	1,473,827
無形固定資産	462	<資産・負債差額の部>	
出資金	103,741	資産・負債差額	▲ 695,739
その他の資産	18,300		
資 産 合 計	778,088	負債及び資産・ 負債差額合計	778,088

(※公共用財産を除く)

貸借対照表は、会計年度末の資産及び負債の状況を明らかにする書類です。借方に「資産の部」、貸方に「負債の部」及び「資産・負債差額の部」として表示しています。

様式は、企業会計における貸借対照表と共通していますが、個々の資産及び負債の計上方法において、国に特有の考え方が反映されているものがありますので、以下、特有の科目について説明します。

① 現金・預金の取扱い

- ・ 貸借対照表に計上されている現金・預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に出納整理期間における現金及び預金の出納を反映した金額となっています。

通常、貸借対照表の「現金・預金」に計上されている金額は、会計年度末時点においてどれだけの現金及び預金を保有しているかを表します。

しかし、「国の財務書類」における「現金・預金」に計上されている金額は、国の会計には出納整理期間が存在するため、国が会計年度末(3月31日)に実際に保有している現金及び預金の有高には一致していません。

なぜ「国の財務書類」の「現金・預金」は年度末の実際保有残高と一致していないのか、「現金・預金」に計上されている金額は何を表しているのかについて、以下で説明します。

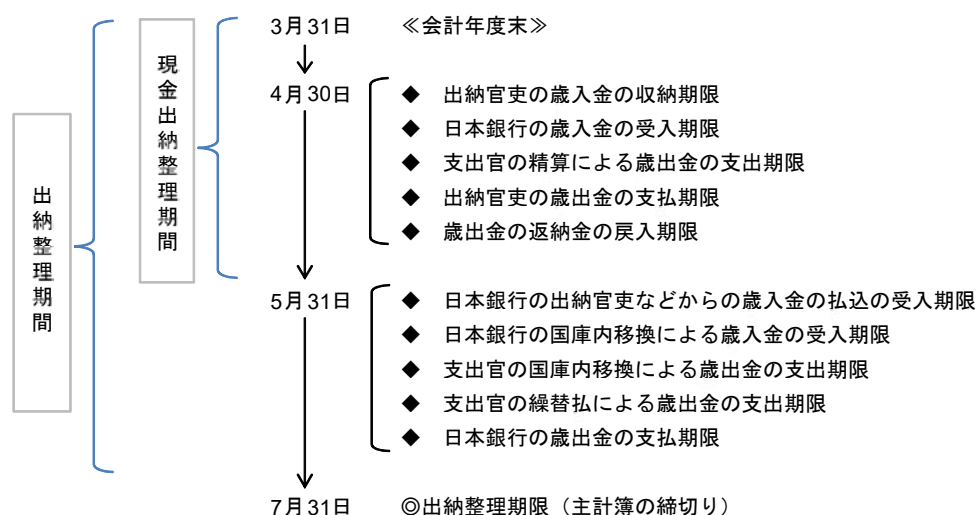
（出納整理期間の収入支出の取扱い）

国の会計においては、一会計年度において執行された収入支出の実績を取りまとめて決算を作成しますが、決算の作成にあたっては、収入支出の出納事務を完結させる必要があります。この決算の内容となる収入支出に関する事務を整理して最終的に確定するための期限を「出納整理期限」として定めています。

出納整理期限については、会計法第1条第1項において、「一会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、政令の定めるところにより、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。」とされています。出納整理期間は、年度経過の翌日からその期限までの期間をいいます。

出納整理期間の4か月間においては、まず、4月1日から5月31日までの2か月間で収入支出の現金の出納を完了させ、6月1日から7月31日までの2か月間で報告記帳の整理を行います（図5を参照）。

図5 出納整理期間の概要

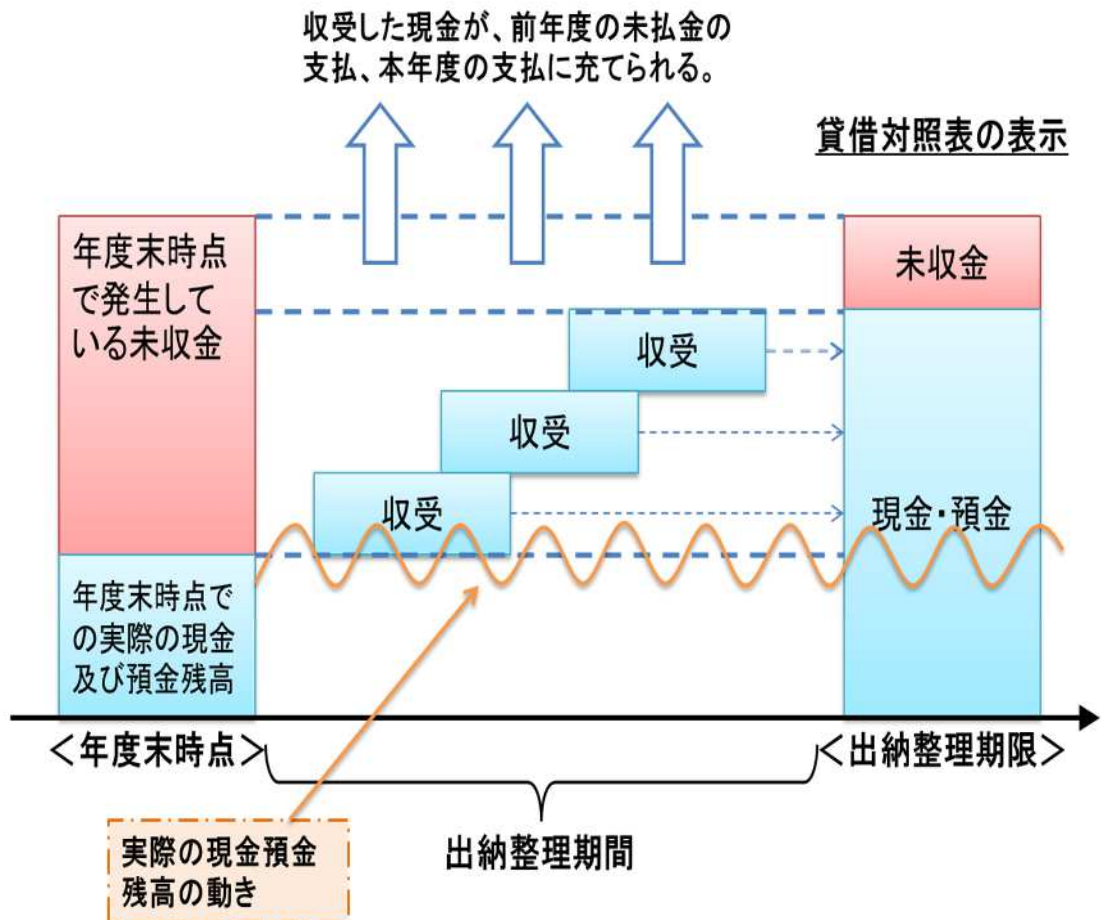


国の会計は、現金の授受を基準とした収入支出を計算整理の対象とする「現金主義」を採用しています。この収入支出を“どの年度に所属させるか”については、原則として、発生主義的に債権債務の発生の事実に基づき所属させることとしています。したがって、当該年度に所属する収入支出について出納整理期間中に収受された場合には、当該会計年度の収入支出として整理されます。

このように整理された決算に基づき財務書類を作成することから、結果的には、年度末時点で未収金であったとしても出納整理期間中に収受されたものは「現金・預金」として計上されることになります（図6を参照）。

つまり、財務書類においては、出納整理期間中の収入支出も含めたところで「現金・預金」として計上されることにより、実際の現金及び預金の口座残高とは異なる結果となっているのです。

図6 出納整理期間後の「現金・預金」



※ 出納整理期間中に收受された現金預金は、そのまま日銀へ預け入れられているのではなく、前年度に発生した未払金の支払いや本年度の支払いに充てられています。その結果、実際の政府預金残高は図6の波線で示されているような範囲で推移しています。

(貸借対照表の「現金・預金」残高と令和6年3月31日現在有高)

令和5年度末の国の貸借対照表における「現金・預金」は65.4兆円で、そのうち、政府預金等が45.8兆円、外貨預け金が19.5兆円となっています。

一方、令和6年3月31日現在における政府預金の実際有高は15.7兆円となっています。

政府預金等 45.8 兆円から政府短期証券の出納整理期間中の発行額合計 3.5 兆円を除いた残額 42.4 兆円と政府預金実際有高の 15.7 兆円との差額の 26.6 兆円については、出納整理期間中における租税等財源などの収入の増加額と前年度分の経費の支払いによる支出額の差額といえます。

② 有価証券の取扱い

- ・ 有価証券については、「満期保有目的有価証券」と、「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、各々の評価方法に従った価額を計上しています。
- ・ 外国為替資金特別会計が保有する外貨証券（「満期保有目的以外の有価証券」）は、負債に計上されている政府短期証券（外国為替資金証券）と対応する関係にあります。

有価証券については、満期まで所有する意図をもって保有している債券である「満期保有目的有価証券」と、それ以外の「満期保有目的以外の有価証券」に区分して、それぞれ評価しています。

「満期保有目的有価証券」については、償却原価法によって算定された価額をもって貸借対照表価額としています。

「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上しています。

また、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のないものについては、「政府出資等として管理されている有価証券」と「その他の有価証券」に区分し、「政府出資等として管理されている有価証券」については、国有財産台帳価格をもって貸借対照表価額とし、「その他の有価証券」については、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額としています。

なお、有価証券の大部分は外国為替資金特別会計が保有する外貨証券（「満期保有目的以外の有価証券」で、市場価格のあるもの）であり、円売り・外貨買いの為替介入に伴って取得したものです。

円売り・外貨買いの為替介入は政府短期証券（外国為替資金証券）を発行して円貨を調達し、調達した円貨を外国為替市場で売却して外貨を購入しています。このため、外貨証券と負債に計上されている政府短期証券（外国為替資金証券）は対応する関係にあります。

（注） 償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済額又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得原価に加減する方法です。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理します。

③ 貸付金の取扱い

- ・ 貸付金は、財政投融资特別会計等の貸付金を計上しています。
- ・ 財政融資資金貸付金は、負債に計上されている財投債（公債）等と対応する関係にあります。

貸付金には、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等に対する財政投融资特別会計等の貸付金を計上しています。

貸付金の大部分は、財政融資資金貸付金となっています。この財政融資資金貸付金は、地方公共団体や政策金融機関等へ貸し付けるものとして、政策上必要な資金を財投債の発行等により調達したものです。このため、財政融資資金貸付金は、負債に計上されている財投債等と対応する関係にあります。

④ 国有財産（公共用財産を除く）の取扱い

- ・ 国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳価格により計上しています。

土地や建物等の国有財産は、国有財産法に基づき管理が行われており、また、国有財産台帳によって価格管理がなされています。これにより、国有財産については、この台帳価格を基礎として貸借対照表計上額としています。

国有財産台帳価格については、原則として、土地については相続税評価方式（路線価方式、倍率方式）により算定した価格を、また、建物等の償却資産については、取得時の台帳価格から減価償却累計額（建物については定額法、その他の資産については定率法）を控除した額としています。

⑤ 公共用財産の取扱い

- ・ 公共用財産については、国の所有となる財産について、過去の用地費や事業費等を累計することにより取得原価を推計し、償却資産については減価償却を行い、減価償却費相当額を控除した後の価額を計上しています。

公共用財産については、国有財産法上、台帳の作成が義務付けられていないことから価格管理は行われておらず、また財産の性格上、新たに評価を行うことも困難であることから、取得原価を推計し、資産計上しています。

公共用財産を資産として計上することについては、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、資産として計上するという考え方に基づいています。

なお、国の所有となる公共用財産を資産計上しますが、その事業費の累計にあたっては、国の事業費のほか、地方公共団体等の負担がある場合には、その負担分を推計し、これも事業費の累計に含めることとして、事業総額を基礎とした取得原価の推計を行っています。

⑥ 公共用財産に係る災害復旧費の取扱い

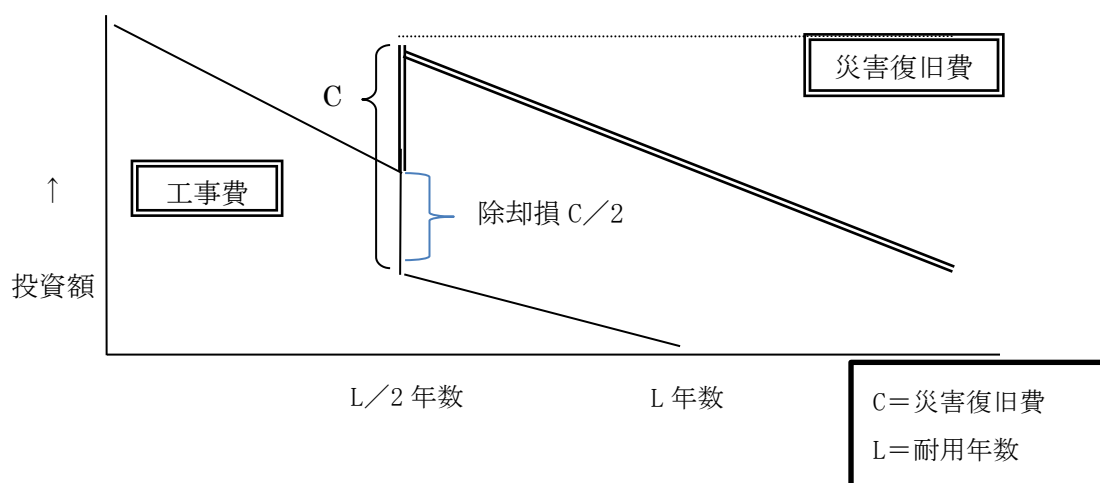
- ・ 公共用財産に係る災害復旧費が支出されている場合には、当該災害復旧費について資産計上するとともに、当該資産の耐用年数で減価償却を行うこととしています。災害復旧の対象となった資産については、耐用年数の半分以上を超えた時点で被災したものと仮定し、災害復旧費の2分の1を除却損として計上しています。

公共用財産に係る災害復旧費は、基本的には被災前の原形に施設を復旧するための費用であり、公共用財産の効用を増加させるものではありません。しかし、災害復旧事業が行われると、当該施設はその時点から新設時と同様の耐用年数を有すると考えられ、旧資産の耐用年数が延長されることから、当該災害復旧費を投資的経費と整理し、資産計上することとしています。

また、公共用財産は台帳ごとの価格管理は行われていないことから、固定資産を全体として、新設されてから被災・復旧されるまでの年数は平均耐用年数の半分であると仮定するとともに、災害復旧費の2分の1を被災資産額と仮定して除却することとしています（図7を参照）。

なお、公共用財産に係る東日本大震災復旧経費についても、他の災害復旧費とともに公共用資産全体として整理され、貸借対照表や業務費用計算書に反映されています。

図7 工事費 及び $L/2$ 年後 の災害復旧費に関する費用化（イメージ図）



△コラム▽ 諸外国におけるインフラ資産（公共用財産）の取扱い

諸外国においては、インフラ資産（公共用財産）の認識・測定方法について、財産の性格上、新たに評価を行うことの困難さ等から、それぞれ異なる取扱いがなされています。

i. 米国における取扱い

連邦政府の保有する道路や河川、堤防等のインフラ資産は、連邦政府の貸借対照表に資産として計上しています。なお、連邦制をとる米国では、これらの資産の大多数は、異なる政府レベル（州政府、地方政府）で保有・管理され、それぞれの政府レベルで資産として認識・計上されています。

資産の評価方法は、連邦財務会計基準^(注1)において取得原価で計上するとされています。取得原価の推計手法としては、再調達原価をCPI（消費者物価指数）で割引いて算定する方法、歳出決算額に基づき算定する方法等複数の手法が連邦会計基準審議会（FASB）の指針に示されています。なお、州政府・地方政府の保有するインフラ資産の評価は、連邦財務会計基準とは別の、政府会計基準審議会（GASB）が設定する基準により行われています。

ii. 英国における取扱い

有形固定資産（PPE）の会計処理にIAS（国際会計基準）第16号を公的部門に合わせた形で適用し、道路等のインフラ資産を資産として計上しています。

資産の評価方法は、政府財政報告マニュアル（FReM）^(注2)において、毎年評価を行う方法等の手法が示されています。その上で、公正価値（Fair value）を算定するのに合理的な手法が採用されるべきであるとの考えのもと、サービス・ポテンシャル（潜在的役務提供能力）に基づく再調達原価で評価することが最適であるとして、維持・管理費用等の減価償却費相当額控除後の計数をもって計上しています。

iii. 韓国における取扱い

韓国では、2009年から発生主義に基づく国家会計システムを導入し、財務書類の整備が進められています。韓国国家会計基準^(注3)では、インフラ資産を資産として認識しています。評価方法については、原則として取得原価としていますが、取得後に再評価する方法（再評価モデル）を選択する場合は公正価値、公正価値が不明な場合は減価償却後再調達価格を使用することとしています。

（注1）連邦会計基準諮問委員会（FASAB）が、連邦政府機関に適用される会計基準を設定。

（注2）英国財務省が財務報告助言委員会（FRAB）の助言を得て、IFRS（国際財務報告基準）を公的部門に合せた形で修正した基準を設定。

（注3）企画財政部（我が国財務省に相当）が、国家会計制度諮問委員会（National Accounting System Deliberation Committee）の諮問を受けて設定。

米国連邦財務会計基準をベンチマークとし、国際公会計基準（IPSAS）を参考にしています。

⑦ 公債の取扱い

- ・ 公債は、年度末残高（額面額）より債券発行差金を控除又は加算した額を貸借対照表価額として負債に計上します。また、年度末残高は、出納整理期間中に発行された特例公債、復興債の額を加味しています。

財務書類における公債残高は、「残高（額面額）より債券発行差金を控除又は加算した額」を貸借対照表価額とするとともに、償却原価法により、債券発行差金を公債の発行期間にわたって償却しています。公債の計上方法については、企業会計と同様と言えます。

なお、特例公債及び復興債の発行にあたっては、税収実績等を勘案して特例公債等の発行額を調整する必要があるために、特例公債等の発行時期を翌年度の6月末までとする「出納整理期間発行」の制度が設けられています。

財務書類は、出納整理期間中の公債発行収入を加味した決算に基づいて作成することから、特例公債等の残高にもこの出納整理期発行額を加味しています。

一方、「国の債務に関する計算書」では、年度末時点での残高が報告されるため、同計算書の本年度末残高（翌年度以降への繰越債務額）には、出納整理期間中の発行額は含まれません。

このような取扱いの違いにより、両者の残高が相違する場合があります。

出納整理期発行額と公債残高との関係については、図8を参照して下さい。

また、参考までに、「国の債務に関する計算書」における公債残高に出納整理期間中の発行額を加味してもなお、財務書類の公債残高とは、若干の差異が残ります。

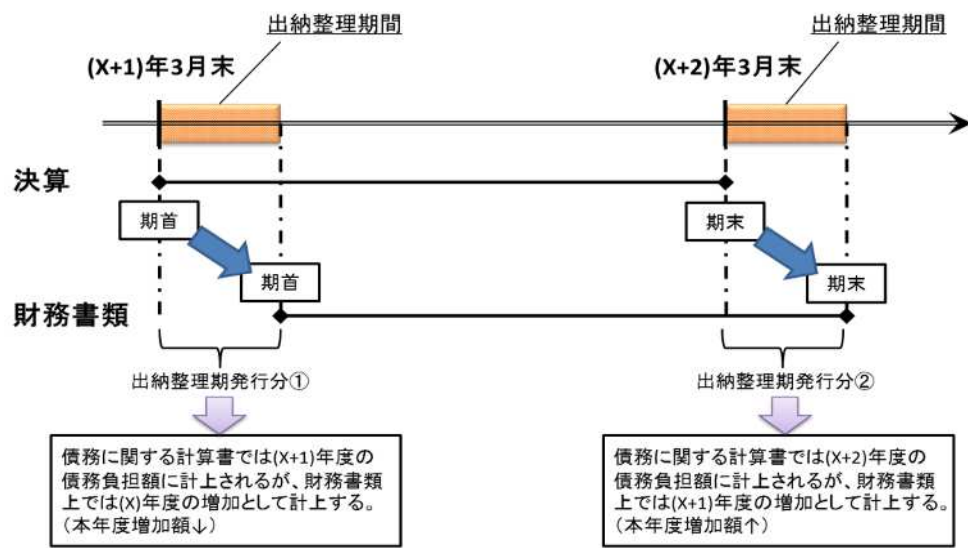
それは、最初に述べたように、財務書類においては、償却原価法により公債残高を算定しているのに対し、「国の債務に関する計算書」では、公債の「額面額」を計上するという、公債残高の評価方法の違いによるものです。

（注）債券発行差金とは、公債等を額面を下回る価額又は上回る価額で発行した場合に生じる債券の発行額と額面額の差額をいいます。

《参考》 「国の債務に関する計算書」とは

「国の債務に関する計算書」とは、公債や借入金などの国の後年度の財政負担となる債務を計上しているものであり、国の歳入歳出決算に添付され国会に提出される書類です。

図8 公債の出納整理期発行額と残高の関係



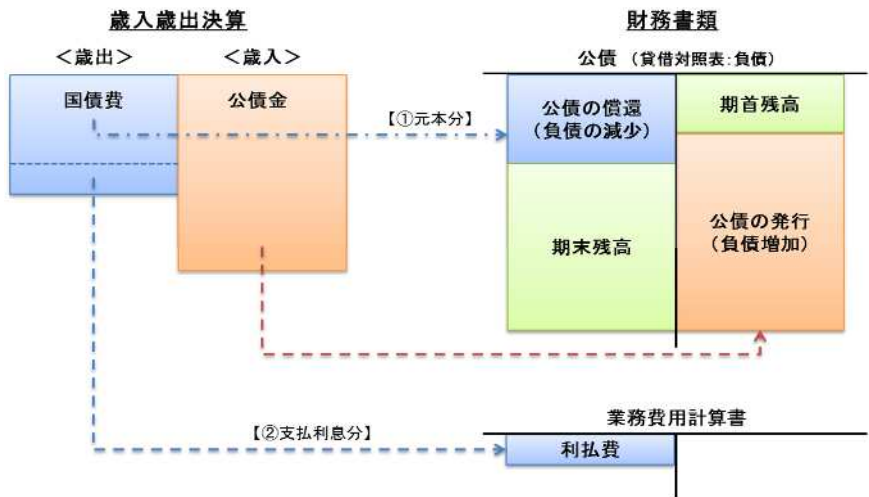
《参考》 公債の発行・償還に係る歳入歳出決算と財務書類での取扱いについて

決算では、公債を発行した場合の収入は、歳入の「公債金」に計上されます。また、公債を償還した場合の支出、利息の支払い、公債の発行に係る事務費は、すべて歳出の「国債費」に計上されます。このように決算上では、現金の出入りのみで計上されています。

一方、財務書類においては、収入支出額のうち公債の発行による増加や償還による減少は「負債」の増減として計上し、利息の支払いは発生ベースの金額により業務費用として計上します。

このように、財務書類においては、公債に関する収入支出のうち、元本の増減に係る部分は財源・費用としては計上せず、債務の増減として認識しますので、両者を比較したときには、この処理の違いが現れてきます。

図9 公債の発行・償還及び利払い等の処理の違い



⑧ 公的年金等の取扱い

- ・ 厚生年金及び国民年金については、「現金・預金」及び「運用寄託金」並びにその他将来の年金給付財源に充てるために保有している資産の合計額から、「未払金」等を控除した金額を「公的年金預り金」として負債に計上しています。
- ・ 公的年金の財政に関する事項については、注記により説明しています。

（年金支払義務の負債非計上と「公的年金預り金」の負債計上）

公的年金である厚生年金及び国民年金については、国における過去の勤務により支払義務が生じるものではなく、また、企業年金のように積立方式が法定されているものではないことから、企業会計における退職給付の会計基準をそのまま適用することは適当ではないと考えられます。

公的年金の会計上の取扱いについては、厚生年金や国民年金が、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式がとられており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上すべきであるという意見や、賦課的要素が強い財政方式により運営されるものであり、各年の給付は各年の収入により賄われるという点で他の福祉のプログラムの給付と変わらないものであるため、会計上の負債として認識しないことが適当であるという意見があります。

このように、公的年金に係る負債計上については、種々議論のあるところではありますが、我が国の公的年金制度の財政方法は、高齢者に対する年金の支給に要する費用をその時の現役世代の負担によって賄うという「賦課方式」を基本とした制度であること、年金の支払義務は保険料の払い込みによって発生するものではなく、受給資格を満たすことによって発生するものであることから、負債としては認識しないこととしています。

ただし、将来の年金給付財源の一部（保険料収入から既に年金支給された残り）については「運用寄託金」等の資産として保有されているため、当該資産に見合う金額を「公的年金預り金」として計上するという考え方をとっています。

図 10 賦課方式（イメージ図）

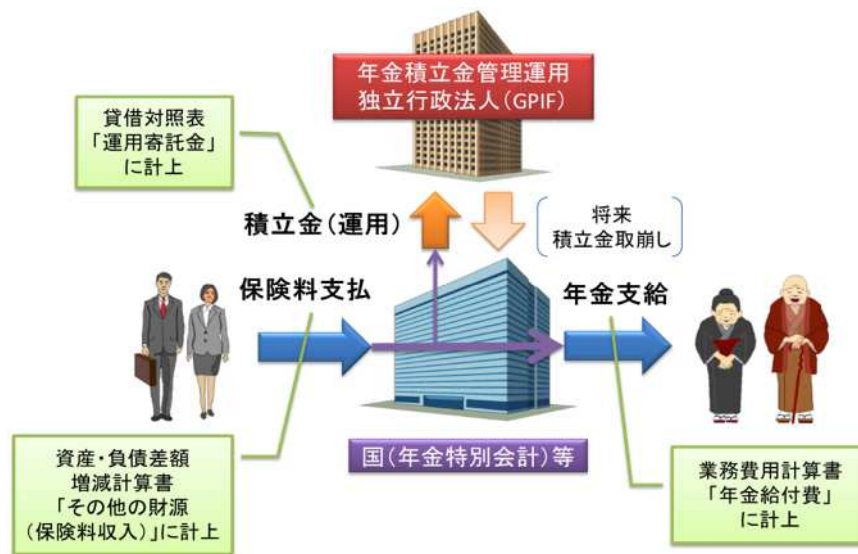


図 11 公的年金預り金に対応する資産等の内訳（令和 5 年度末）

公的年金預り金 (E) = 積立金 (A) + 未収金等 (B) + 出資金の一部 (C) - 未払金等 (D)

(単位: 兆円)

		合計	考え方
A	現金・預金	9.6	積立金に見合う資産 (現金ベース)
	運用寄託金	115.6	
B	未収金	0.0	積立金と同様に、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産
	未収収益	0.0	
	未収保険料	3.7	
	他会計繰入未収金	5.6	
	▲貸倒引当金	▲ 0.8	
C	出資金	0.2	出資金のうち、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産であることが法令上明確である部分
D	(控除)		発生主義の考え方に基づき、積立金の一部を負債計上しているもの
	未払金	3.9	
	他会計繰入未済金	4.5	
E	公的年金預り金	125.5	

（公的年金の財政に関する情報の開示）

公的年金の支払義務について負債として認識しないという考え方をする一方で、ディスクロージャーの充実を図るため、公的年金の財政に関する情報について、財務書類に注記を行っています。

具体的には、公的年金の財政方式、公的年金預り金に対応する資産の内訳、財政検証の財政見通しにおける各年度末の積立金の額及びそれに対応する実

績との差額の発生原因、将来給付現価額（将来の年金給付費をある時点（基準時点）の価値に換算したもの）及びこれに対する財源の見込み額などについてです。

財務書類で開示している公的年金の財政に関する情報の詳細については、年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定の各財務書類における注記をご参照ください。

《参考》 財政検証とは

財政検証とは、平成 16 年年金制度改正により導入され、保険料水準固定方式の下、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて財政状況を検証し、少なくとも 5 年に一度、「財政の現況及び見通し」を作成するものです。この財政検証において給付水準の自動調整によりどこまで給付水準を調整する必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了しても概ね 100 年間にわたって年金財政の均衡が図られる見通しとなっていれば、給付水準の調整を終了することとなります。ここで掲載している国民年金・厚生年金の給付と財源の内訳については、令和元年の財政検証によるものです。

なお、令和 6 年 7 月に公表された令和 6（2024）年財政検証では、幅広い 4 ケースの経済前提を設定して行った結果、近年の女性や高齢者の労働参加の進展、積立金の運用が好調であったことにより、前回の 2019（令和元）年財政検証と比べて将来の給付水準が上昇し、1 人当たり成長率をゼロと見込んだケースを除き、将来にわたって所得代替率 50%を確保できることが確認されました。

「令和元（2019）年財政検証」及び「令和 6（2024）年財政検証」は、厚生労働省ホームページに掲載しております。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

（国民年金・厚生年金の給付と財源の内訳）

国民年金及び厚生年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、財政均衡期間の終了時に支払準備金程度の積立金を確保することにより、概ね 100 年間の年金財政の均衡を図ることとしています。

これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように、過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はありませんが、過去期間分給付に係る給付債務の規模が現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることなどから、図 12 において、財政均衡期間における給付とその財源を一時金換算したものを示しています（注）。

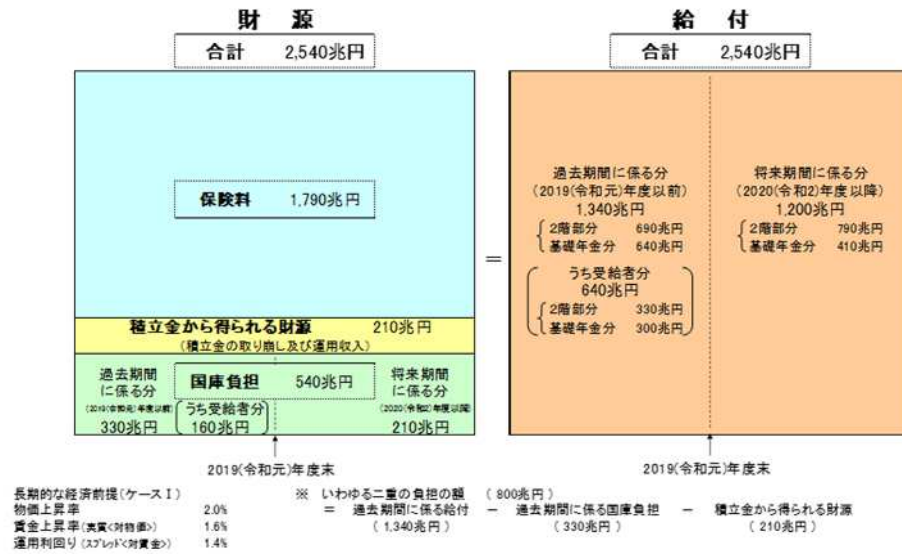
例えば、厚生年金であれば、運用利回りによる換算による場合（経済：ケースⅠ）、過去期間に係る分の給付現価は 1,250 兆円、それに係る国庫負担は 280 兆円となっています。また、積立金から得られる財源は 190 兆円となっています。

（注）2019（令和元）年財政検証においては、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした幅の広い複数ケース（ケースⅠからケースⅥまでの 6 ケース）を設定していますが、図 12 では、例として 2019（令和元）年財政検証の人口の前提を出生中位・死亡中位、経済の前提をケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤとした場合における財政均衡期間の給付と財源の内訳（全て現時点（2019（令和元）年度）の価格に換算）を示しています（各ケースの具体的な内容については 25 ページの《参考》をご覧ください）。

図 12 厚生年金、国民年金の給付現価と財源構成について
 〈厚生年金と国民年金の給付現価と財源構成〉

○ 運用利回りによる換算

－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅠ－

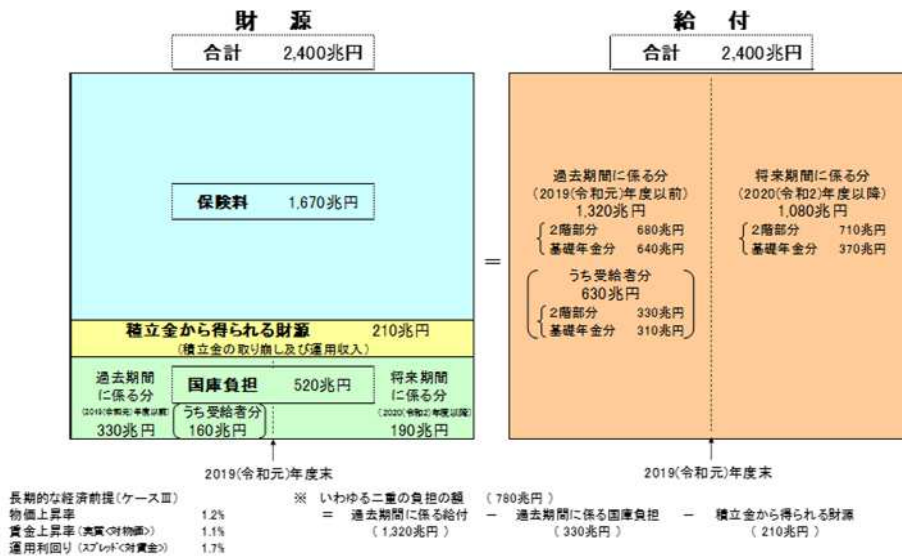


<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源 (合計 2,390)	給付 (合計 2,390)			財源 (合計 140)	給付 (合計 140)		
保険料 1,740	過去期間分 1,250			保険料 50			
積立金 190	{ 2階部分 690 }	将来期間分 1,140		積立金 10			
	{ 基礎年金 560 }						
国庫負担 460	{ 受給者分 600 }			国庫負担 80			
過去期間分 280 (受給者分 130)	{ 2階部分 330 }			過去期間分 50 (受給者分 20)		過去期間分 80 (受給者分 40)	
	{ 基礎年金 260 }			将来期間分 40			将来期間分 60

－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅢ－

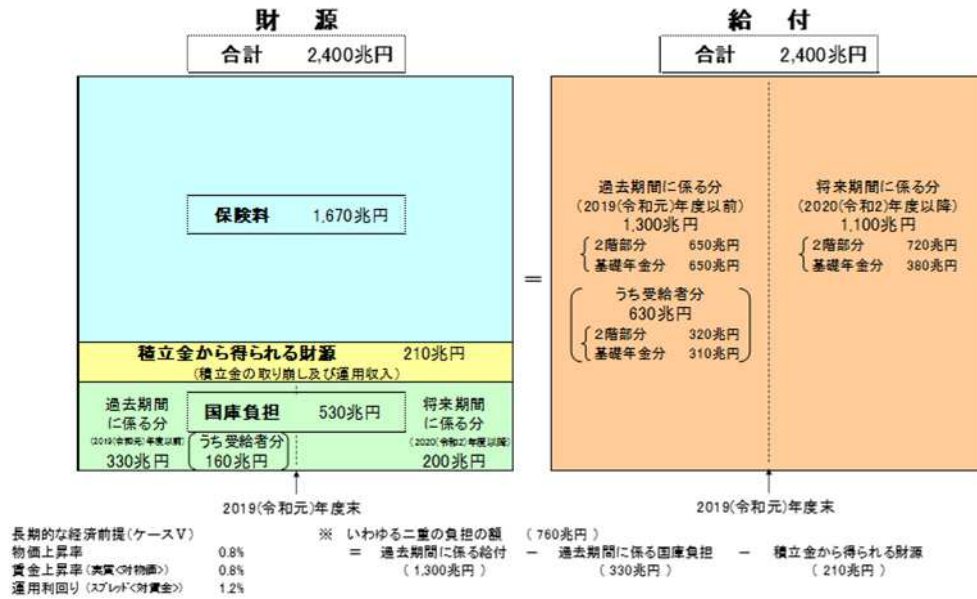


<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源 (合計 2,260)	給付 (合計 2,260)			財源 (合計 140)	給付 (合計 140)		
保険料 1,620	過去期間分 1,230			保険料 40			
積立金 200	{ 2階部分 680 }	将来期間分 1,030		積立金 10			
	{ 基礎年金 560 }						
国庫負担 440	{ 受給者分 590 }			国庫負担 80			
過去期間分 280 (受給者分 140)	{ 2階部分 330 }			過去期間分 50 (受給者分 20)		過去期間分 80 (受給者分 40)	
	{ 基礎年金 270 }			将来期間分 30			将来期間分 50

－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースV－



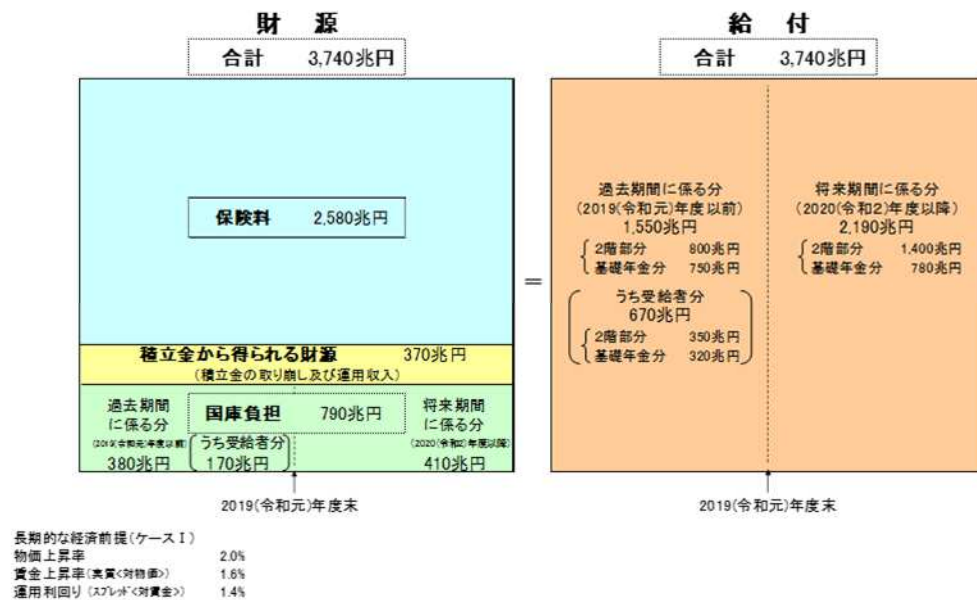
<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源（合計 2,260）		給付（合計 2,260）		財源（合計 150）		給付（合計 150）	
保険料 1,620		過去期間分 1,210		保険料 50		過去期間分 90 〔受給者分 50〕	
積立金 200		将来期間分 1,040		積立金 10			
国庫負担 440		2階部分 650		国庫負担 90		将来期間分 60	
過去期間分 280 （受給者分 140）		基礎年金 560		過去期間分 50 （受給者分 30）			
将来期間分 160		受給者分 580		将来期間分 30			
		2階部分 320					
		基礎年金 270					

○ 賃金上昇率による換算

－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースI－

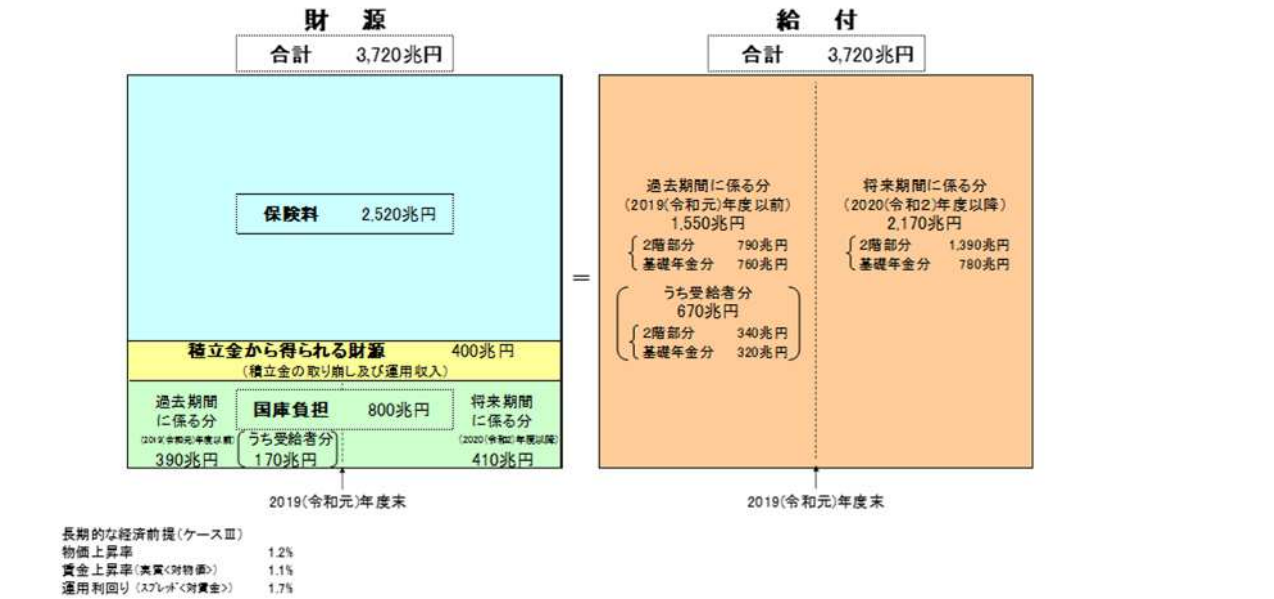


<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源（合計 3,530）		給付（合計 3,530）		財源（合計 210）		給付（合計 210）	
保険料 2,520		過去期間分 1,450		保険料 70		過去期間分 100 〔受給者分 50〕	
積立金 350		将来期間分 2,080		積立金 20			
国庫負担 670		〔 2階部分 800 基礎年金 650 〕		国庫負担 120		将来期間分 110	
過去期間分 330 〔受給者分 140〕		〔 2階部分 350 基礎年金 280 〕		過去期間分 60 〔受給者分 30〕			
将来期間分 340				将来期間 70			

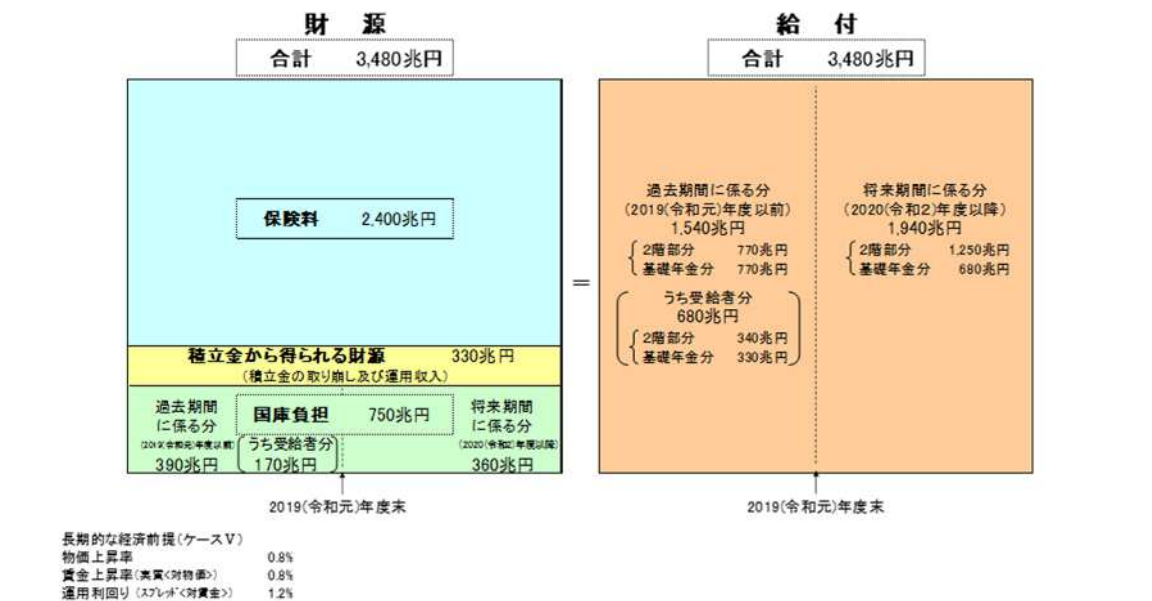
－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅢ－



単位：兆円

厚生年金				国民年金			
財源(合計 3,510)		給付(合計 3,510)		財源(合計 210)		給付(合計 210)	
保険料 2,460	過去期間分 1,450	将来期間分 2,060	保険料 70	過去期間分 100	将来期間分 110		
積立金 390	2階部分 790	基礎年金 660	積立金 20	過去期間分 60	将来期間 70		
国庫負担 670	受給者分 620	2階部分 1,390	国庫負担 120	受給者分 30			
過去期間分 330	2階部分 340	基礎年金 680	過去期間分 60				
(受給者分 140)	基礎年金 280		(受給者分 30)				
将来期間分 340							

－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅤ－



単位：兆円

厚生年金				国民年金			
財源(合計 3,270)		給付(合計 3,270)		財源(合計 210)		給付(合計 210)	
保険料 2,330	過去期間分 1,430	将来期間分 1,840	保険料 70	過去期間分 110	将来期間分 100		
積立金 310	2階部分 770	基礎年金 660	積立金 10	過去期間分 60	将来期間 60		
国庫負担 630	受給者分 630	2階部分 1,250	国庫負担 120	受給者分 30			
過去期間分 330	2階部分 340	基礎年金 580	過去期間分 60				
(受給者分 150)	基礎年金 290		(受給者分 30)				
将来期間分 290							

《参考》厚生年金及び国民年金の給付現価と財源構成について

○ 給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金（運用収入及び元本の取崩し）であり、毎年度の給付はこれらの収入により賄われています。

2019（令和元）年財政検証においては、将来推計人口（少子高齢化の状況）及び経済について、以下のような前提を設定しています（労働力率等のその他の前提については、年金特別会計財務書類をご覧ください）。

なお、図 12 のうち、〈厚生年金の給付現価と財源構成〉につきましては、平成 27 年 10 月以降、被用者年金一元化により共済年金（厚生年金相当）と厚生年金は一体として運営していることから、財源と給付について共済年金（厚生年金相当）を含むもので作成しています。

・ 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が平成 29 年 4 月に公表した「日本の将来推計人口」を用いて、合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の 3 通りをそれぞれ設定しています。

＜合計特殊出生率及び平均寿命の前提＞

合計特殊出生率			平均寿命		
2015年(実績)	2065年		2015年(実績)	2065年	
1.45	→	出生高位 1.65	男 80.75 女 86.99	→	死亡高位 (余命の伸びが小さい)
		出生中位 1.44			死亡中位
		出生低位 1.25			死亡低位 (余命の伸びが大きい)
					男 83.83 女 90.21 男 84.95 女 91.35 男 86.05 女 92.48

・ 経済前提

以下のような、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした幅の広い複数ケース（ケースⅠからケースⅥまでの 6 ケース）を設定しています。

＜足下（令和 10（2028）年度まで）の経済前提＞

○内閣府 成長実現ケースに接続するケース（ケースⅠ～ケースⅢ）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)	0.7 %	0.8 %	1.0 %	1.4 %	1.7 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
賃金上昇率（実質＜対物価＞）(※2)	0.4 %	0.4 %	0.4 %	0.8 %	1.2 %	1.3 %	1.4 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %
運用利回り(※3)	実質＜対物価＞	1.0 %	0.9 %	0.7 %	0.3 %	0.0 %	▲0.3 %	0.0 %	0.3 %	0.5 %
	スプレッド＜対賃金＞	0.6 %	0.5 %	0.3 %	▲0.5 %	▲1.2 %	▲1.6 %	▲1.4 %	▲1.0 %	▲0.8 %
(参考) 全要素生産性(TFP) 上昇率	0.4 %	0.6 %	0.8 %	1.0 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %

○内閣府 ベースラインケースに接続するケース（ケースⅣ～ケースⅥ）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)	0.7 %	0.8 %	0.7 %	0.7 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %
賃金上昇率（実質＜対物価＞）(※2)	0.4 %	0.4 %	0.1 %	0.3 %	0.5 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %
運用利回り(※3)	実質＜対物価＞	1.0 %	0.9 %	1.0 %	0.7 %	0.6 %	0.7 %	0.9 %	0.9 %	0.8 %
	スプレッド＜対賃金＞	0.6 %	0.5 %	0.9 %	0.7 %	0.2 %	▲0.1 %	0.0 %	0.2 %	0.1 %
(参考) 全要素生産性(TFP) 上昇率	0.4 %	0.6 %	0.7 %	0.7 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。

(※2) 賃金上昇率は、内閣府試算に準拠して労働生産性上昇率を基に設定。

(※3) 運用利回りは、内閣府試算の長期金利に、内外の株式等の分散投資による効果を加味し、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

(※4) 賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去(2012～2017年度)の傾向で2030年度まで縮小するものと仮定。(男女の差が約10%解消)

<長期（令和 11（2029）年度以降）の経済前提>

		将来の経済状況の仮定		経済前提の範囲				(参考)
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質対物価)	運用利回り		経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年
						実質 対物価	スプレッド 対賃金	
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライン ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と 労働参加が 進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

○ 給付現価の換算について

積立方式の企業年金等において責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算しています。

一方、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点から賃金上昇率で換算する方法が適切です。

⑨ 資産・負債差額

- ・ 貸借対照表の資産と負債の差額は、貸方に「資産・負債差額」として整理されています。

「資産・負債差額」は、企業会計の「純資産」として表示されている部分に相当しますが、国の会計においては、企業会計のような払込資本に関する取引がないこと、また、国の活動においては利益獲得を目的とせず損益計算の意義は乏しいことから、企業会計の「純資産の部」と同様の位置付けとすることは適当ではありません。

資産及び負債の差額をどう位置付けるかについては種々議論がありましたが、国の資産は必ずしも将来の支払い財源とはならないこと、さらに、一定の仮定に基づき資産評価を行わざるを得ないことから、積極的な位置付けは見出しにくく、よって「資産・負債差額の部」として整理することとされました。

なお、この資産と負債の差額の内訳については、その約半分が財務書類作成開始時に生じた差額であり、作成開始時以降は、資産・負債差額増減計算書を作成して、資産と負債の差額の増減要因を明らかにしていることから、資産と負債の差額は「資産・負債差額」として一括表示することとしています。

(2) 業務費用計算書

業務費用計算書

(自 令和5年 4月 1日)

(至 令和6年 3月31日)

(単位:十億円)

人件費	4,574
退職給付引当金等繰入額	602
基礎年金給付費	24,797
国民年金給付費	202
厚生年金給付費	23,694
国家公務員共済組合連合会等交付金	4,756
保険料等交付金	11,050
失業等給付費	1,195
育児休業給付費	749
雇用安定等給付費	211
その他の社会保障費	1,394
持続化給付金等	-
補助金等	49,633
委託費等	2,809
地方交付税交付金等	21,999
運営費交付金	3,140
庁費等	4,413
公債事務取扱費	17
減価償却費	5,587
貸倒引当金繰入額	316
支払利息	6,651
資産処分損益	419
出資金等評価損	251
その他の業務費用	1,924
本年度業務費用合計	170,383

企業会計においては、当期の経営成績について、その額及び発生原因を明らかにすること等を目的として損益計算書が作成されています。一方、国の会計では、税収等を財源としてこれを配分し、利益獲得は予定されておらず、また、財源と費用の関係には、企業会計のような費用と収益の対応関係はありません。したがって、企業会計と同様の損益計算書を作成することは適当ではありません。

国においては、行政の効率性等を判断する必要を踏まえ、業務実施にあたり投入されたコストに対してどれだけ効用・便益等を得ることができたのかという観点で、費用の発生状況に焦点をあてた業務費用計算書を作成することとしています。

次ページにて、業務費用計算書における個別の事項について説明します。

① 業務費用計算書に計上する費用

- ・ 業務の実施に伴う費用を発生主義で捉えてコストとして計上しています。
- ・ 資産処分益や引当金戻入についても業務費用計算書で計上しています。

業務費用計算書には、国の業務実施に伴い発生した費用を発生主義で捉えて計上しています。これにより、退職給付引当金等の繰入額、減価償却費、資産処分損益、出資金等の資産評価損など、決算書には現れないコストについても費用として計上され、業務実施に伴う総コストが明らかとなります。

資産処分損益については、企業会計的な発想によれば、処分損は業務費用計算書に、処分益は資産・負債差額増減計算書に計上すると考えられます。しかし、処分損と処分益は、資産処分という同一の経済事象により生じる差額であって、国における資産処分損益は、他の業務費用と財源との関係とはむしろ異なると考えられます。

そこで、国の財務書類では、いずれも業務費用計算書に計上することとしています。また、引当金の戻入についても、同様に業務費用計算書に計上することとしています。

② 債務償還費の取扱い

- ・ 業務費用の計算においては、債務償還費（公債及び借入金の元本部分の償還費）を除外することとしています。

公債や借入金等の債務償還等の支払いは、国債整理基金特別会計において行われており、同特別会計においては、債務償還に係る支払いは債務の元本部分も含めて歳出予算として計上されています。

特別会計であることに鑑みれば、債務償還費をも含めたところで国債整理基金特別会計における業務費用としてとらえる考え方もありますが、公債及び借入金の元本部分の償還費については、一般的な費用の概念になじまないことから、業務費用とはしないこととしています。

(3) 資産・負債差額増減計算書

資産・負債差額増減計算書

(自 令和5年 4月 1日)

(至 令和6年 3月31日)

(単位:十億円)

I 前年度末資産・負債差額	▲ 702,008
II 本年度業務費用合計	▲ 170,383
III 財源	151,344
租税等財源	77,387
その他の財源	73,957
IV 資産評価差額	4,457
V 為替換算差額	21,328
VI 公的年金預り金の変動に伴う増減	▲ 2,475
VII その他資産・負債差額の増減	2,000
VIII 本年度末資産・負債差額	▲ 695,739

国の財務書類では、業務実施に伴い発生した費用の発生状況に焦点をあてた計算書として業務費用計算書を作成することとしていますが、この計算書だけでは、貸借対照表の資産・負債差額がどのような要因で増減したのかがわかりません。

そこで、税収等の財源や業務費用計算書に計上されない資産評価差額等、貸借対照表の資産・負債差額についての増減要因を表すための計算書として、資産・負債差額増減計算書を作成しています。

資産・負債差額増減計算書は、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減を要因別に開示し、貸借対照表の資産・負債差額と連動させています。

以下、この資産・負債差額増減計算書について説明します。

① 資産・負債差額増減計算書の計上項目

- ・ 資産・負債差額増減計算書には、資産・負債差額の増減要因ごとに「本年度業務費用合計」、「財源」、「資産評価差額」、「為替換算差額」、「公的年金預り金の変動に伴う増減」及び「その他資産・負債差額の増減」に区分して計上しています。

資産・負債差額増減計算書の計上項目について、簡単に説明します。

- i) 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の金額を計上しています。

- ii)「財源」には、業務実施の財源について、「租税等財源」と「その他の財源」に区分して計上しています。
- iii)「資産評価差額」には、有価証券及び出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く。）及び国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額等を計上しています。なお、有価証券及び出資金の強制評価減を実施した場合の差額については、損失として業務費用計算書に「出資金等評価損」として計上しています。
- iv)「為替換算差額」には、国（外国為替資金特別会計）が保有する外貨建金銭債権債務等の評価替えに伴う為替換算差額を計上しています。
- 企業会計では、一般的に、外貨建金銭債権債務等に係る年度末の為替換算差額は損益計算書に計上しますが、国が外貨準備として保有している外貨建金銭債権債務等については、その保有目的に鑑みて為替換算差額を各年度の業務費用とすることは適当ではないことから、資産・負債差額の増減に計上することとしています。
- v)「公的年金預り金の変動に伴う増減」には、公的年金預り金として負債計上しているものの変動額を計上しています。
- vi)「その他資産・負債差額の増減」には、法令等に基づいて行われる財産の無償所管換等による資産・負債差額の増減や、資金の増減のうち歳入歳出外で増減するもの等について計上しています。

② 「財源」－「業務費用」＝当期純損失相当額の表示

- ・ 資産・負債差額増減計算書の「財源」から「本年度業務費用合計」を差し引いた金額は、企業会計における当期純損失に相当するものであり、本年度の業務費用が租税等財源等の財源で賄えているかどうかについて見ることができます。

国の財政活動は、利益の獲得を目的としていないことから、損益計算は行いません。しかし、資産・負債差額増減計算書の「財源」から「本年度業務費用合計」を差し引いた金額から、本年度の業務費用を租税等財源等の財源で賄えているかどうかを見ることができます。

令和5年度の資産・負債差額増減計算書によると、財源が151.3兆円であるのに対し、業務費用は170.4兆円であり、差し引くと▲19.0兆円となり、企業会計の考え方で見ると「当期純損失」（いわゆる赤字決算）であるといえ、国の厳しい財政状況を示しています。（なお、費用の超過分については、公債発行により賄っています。）

(4) 区分別収支計算書

区分別収支計算書

(自 令和5年 4月 1日)

(至 令和6年 3月31日)

(単位:十億円)

I 業務収支	
1 財源	
租税等収入	77,387
その他の収入	74,548
前年度剰余金受入	32,804
資金からの受入(予算上措置されたもの)	12,212
財源合計	196,952
2 業務支出	
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)	
人件費	▲ 5,256
恩給給付費	▲ 81
基礎/国民/厚生年金給付費	▲ 48,539
国家公務員共済組合連合会等交付金	▲ 4,756
保険料等交付金	▲ 11,023
失業等/育児休業/雇用安定等給付費	▲ 2,154
その他の社会保障費	▲ 1,393
持続化給付金等	-
補助金等	▲ 55,490
地方交付税交付金等	▲ 21,999
貸付けによる支出	▲ 145
出資による支出	▲ 573
庁費等の支出	▲ 5,716
その他	▲ 1,361
資金への繰入(予算上措置されたもの)	▲ 7,505
業務支出(施設整備支出を除く)合計	▲ 165,992
(2) 施設整備支出	
施設整備支出合計	▲ 5,330
業務支出合計	▲ 171,323
業務収支	25,629
II 財務収支	
公債/政府短期証券の発行による収入	194,789
公債/政府短期証券の償還による支出	▲ 182,769
借入による収入	33,209
借入金の返済による支出	▲ 32,222
リース・PFI債務の返済による支出	▲ 43
支払利息	▲ 8,180
その他財務収支	▲ 17
資金からの受入	6,191
資金への繰入	▲ 8,233
財務収支	2,725
本年度収支	28,354
資金からの受入(決算処理によるもの)	-
資金への繰入(決算処理によるもの)	▲ 5,432
翌年度歳入繰入	22,922
特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額	24,358
翌年度歳入繰入の預託金への運用	▲ 537
翌年度歳入繰入の預託金以外への運用	▲ 75
収支に関する換算差額	2,101
資金等歳計外現金・預金本年度末残高	34,293
国庫余裕金の繰替使用	▲ 17,700
本年度末現金・預金残高	65,362

区分別収支計算書は、企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書に相当し、現金・預金の増減を示す計算書として作成します。

企業会計においては、企業の資金創出能力や支払能力を評価するなどの観点から、現金及び現金同等物の増減を示すキャッシュ・フロー計算書が作成されています。

国の会計においては、歳入歳出決算で現金収支の状況は明らかになっています。しかし、歳入歳出決算は、予算統制等の観点からの表示区分になっているため、企業会計的な観点からはわかりにくいものとなっています。

そこで、財政資金の流れを区分別に明らかにするための書類として、歳入歳出決算の計数を並び替えて、区分別収支計算書を作成しています。

以下、区分別収支計算書について説明します。

① 区分別収支計算書の区分

- ・ **区分別収支計算書の収支区分は、「業務収支」及び「財務収支」の2区分としています。**

企業会計のキャッシュ・フロー計算書は、営業活動、投資活動及び財務活動の3区分となっていますが、国の会計においては、将来の負担となる資金調達及び返済に関する収支（利息の支払額や資金調達に関する事務取扱費を含む。）を「財務収支」、それ以外の収支を「業務収支」として計上することとしています。

なお、「業務収支」については、「財源」及び「業務支出」に区分しています。

「業務支出」のうち、公共用財産を含む国有財産の形成につながる支出を明らかにするため、「業務支出（施設整備支出を除く）」と「施設整備支出」に区分しています。

② 貸借対照表の「現金・預金」との連動

- ・ **「本年度収支」の下で、資金等の歳入歳出外の現金預金の残高を調整し、その結果を「本年度末現金・預金残高」として、貸借対照表の「現金・預金」と一致させています。**

「国の財務書類」における貸借対照表の「現金・預金」には、歳入歳出の決算上の剰余金のほか、各省庁が保有する資金等の歳入歳出外現金預金残高が含まれます。一方、区分別収支計算書は国の歳入歳出決算を並び替えて作成するため、区分別収支計算書の「本年度収支」の計数は、歳入歳出決算の剰余金の額となっています。

そこで、「本年度収支」の下で、資金等の歳入歳出外の現金預金の残高を調整し、貸借対照表の「現金・預金」の金額と一致させています（図 13 を参照）。

なお、先に述べた現金・預金計上額の特性から、区分別収支計算書の最後に示される「本年度末現金・預金残高」の金額についても、出納整理期間中の現

金の授受を加味した後の金額となっており、会計年度末の实在高とは相違することに留意が必要です。

図 13 区分別収支計算書の本年度収支以下の表示内容

(自 令和5年 4月 1日)
(至 令和6年 3月31日)

(単位:十億円)

本年度収支	28,354	← 決算上の歳入歳出差額
資金からの繰入(決算処理によるもの)	-	← 決算整理事項
資金への繰入(決算処理によるもの)	▲ 5,432	← 決算整理事項
翌年度歳入繰入	22,922	← 決算上の翌年度歳入繰入
特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額	24,358	
翌年度歳入繰入の預託金への運用	▲ 537	
翌年度歳入繰入の預託金以外への運用	▲ 75	
収支に関する換算差額	2,101	
資金等歳計外現金・預金本年度末残高	34,293	
国庫余裕金の繰替使用	▲ 17,700	
本年度末現金・預金残高	65,362	← B/S:「現金・預金」に一致

歳入歳出外現金・預金の加算等、
現金・預金残高に合わせるための調整

(注) 「翌年度歳入繰入の預託金以外への運用」には、国債整理基金特別会計における余裕金の国債への運用を計上しています。

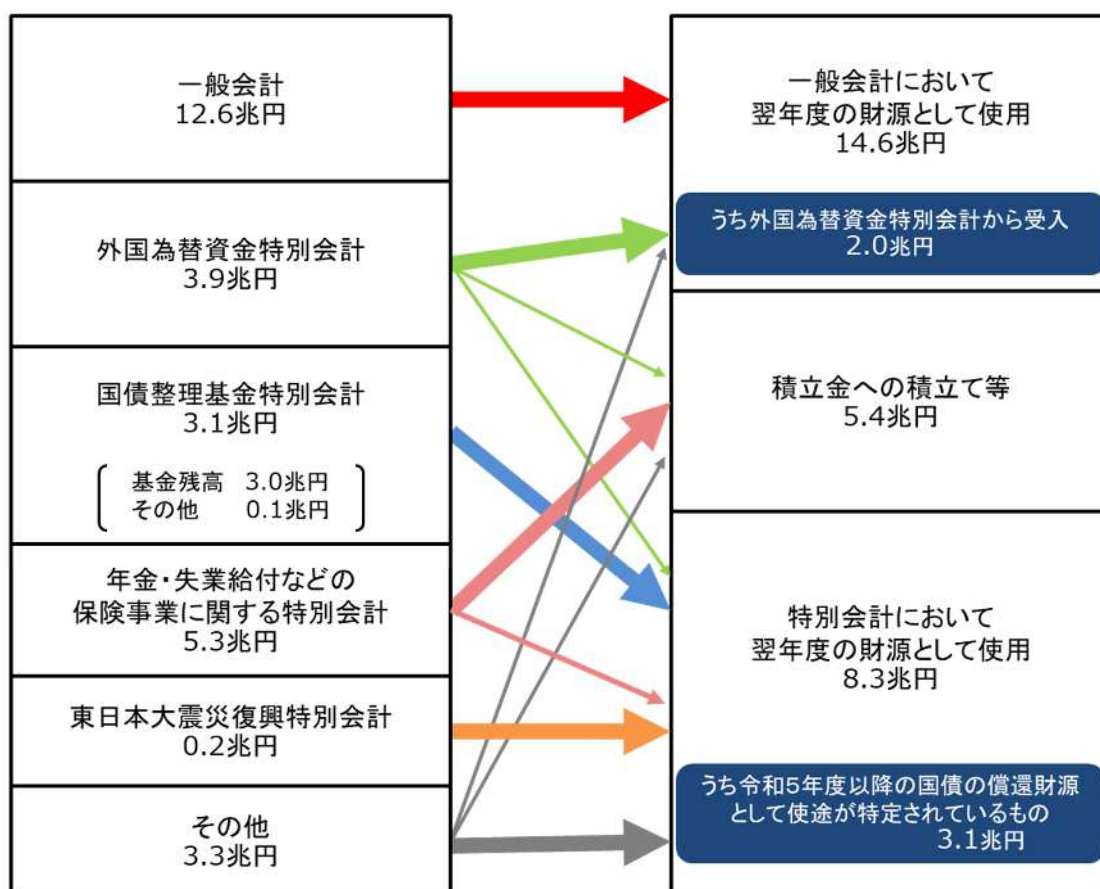
△コラム▽ 令和5年度の「本年度収支」28.4兆円の使途別内訳について

令和5年度の「本年度収支」28.4兆円の主要会計別の内訳は、図14の左側に示しているとおりです。この決算上の剰余金は、同図の右側に示しているとおり、それぞれ使途が定まっているものであって、その他の財源として活用できないものであるという点に留意が必要です。

図14 「本年度収支」28.4兆円（令和5年度）の使途内訳について

本年度収支＝各会計の剰余金の合計
28.4兆円

《剰余金の使途内訳》
28.4兆円



4. 「連結財務書類」の特徴

(1) 連結財務書類の作成目的

国の業務の一部は、独立行政法人等を通じて実施されていますが、国の財務状況に関する一層の説明責任の履行の向上を図り、予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供するためには、これらの独立行政法人等を含めたところの財務情報の開示が必要です。

そこで、国の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人等を連結した省庁別連結財務書類及び国の財務書類（連結）についても合わせて作成・公表しています。

(2) 連結の考え方

上記の連結財務書類の作成目的に鑑みて、国の業務と関連する事務・事業を行っている法人を連結対象としています。

この国との「業務関連性」により連結する独立行政法人等は、『国（各省庁）が監督権限を有し、国（各省庁）から財政支出を受けている法人』とし、監督権限の有無及び財政支出の有無によって業務関連性を判断することとしています。

そのため各省庁の監督権限が限定されている場合や、財政支出がない場合等には、業務関連性が弱く、連結を行うことにより一体として説明責任を果たす必要性は低いと考えられることから、連結対象からは除外しています。

(3) 連結の方法

連結財務書類の作成にあたっては、企業会計の連結の方法を準用して作成することとしています。業務関連性による連結の判断や資本連結の方法等、企業会計とは一部異なる方法により連結することとしています。

企業会計においては、連結に際しては同一の状況下での会計処理は統一されている必要がありますが、国においては、独立行政法人は独立行政法人会計基準、国立大学法人等は国立大学法人会計基準といったように、連結対象となる法人それぞれにおいて適用される会計基準が異なっています。

連結に際しては、本来であれば会計処理の基準を統一することが望ましいと考えられますが、事務負担等の観点から困難であるため、基本的には、独立行政法人等の既存の財務諸表を利用し、独立行政法人等に固有の会計処理について、連結に際して必要な修正を行ったうえで連結することとしています。

(4) 連結財務書類の位置付け

省庁別財務書類は、予算執行の効率化・適正化等の目的のために作成されるものであることから、国の会計の財務書類を基本とすべきこと、また、連結に際しては国と独立行政法人等との会計処理統一の困難性等の技術的な問題が存在していることなどから、連結財務書類は参考情報として位置付けられています。

《参考》 令和5年度における連結対象法人

令和5年度「連結財務書類」で連結対象となっている法人数及び主な法人は、以下のとおりです。（法人名は、令和5年度末時点の名称です。）

法人形態	連結法人数	主な法人名
独立行政法人	87 法人	全ての独立行政法人（国際協力機構、科学技術振興機構、日本原子力研究開発機構、宇宙航空研究開発機構、森林研究・整備機構、中小企業基盤整備機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、日本高速道路保有・債務返済機構、都市再生機構、住宅金融支援機構等）
国立大学法人等	86 法人	全ての国立大学法人及び大学共同利用機関法人
特殊会社	14 法人	株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社日本貿易保険、新関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、中日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社
認可法人	4 法人	預金保険機構、外国人技能実習機構、農水産業協同組合貯金保険機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構
事業団	1 法人	日本私立学校振興・共済事業団
公庫	1 法人	沖縄振興開発金融公庫
その他特殊法人	5 法人	沖縄科学技術大学院大学学園、日本司法支援センター、日本年金機構、全国健康保険協会、福島国際研究教育機構
合計	198 法人	

（注）日本銀行については、省庁の監督権限が限定されているうえ、政府出資はあるもののその額は僅少であり、補助金等も一切支出していないことから、連結対象としていません。

5. 「事業別フルコスト情報」について

(1) 概要

コスト情報の更なる活用を図るため、平成 26 年度決算分から試行的に取り組んできてきました「個別事業のフルコスト情報の開示」の成果等を踏まえ、令和 3 年 1 月 25 日に財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において、フルコスト情報の作成基準となる『事業別フルコスト情報の把握と開示について』が了承されました。これにより、令和 2 年度決算分から「事業別フルコスト情報」として本格的な取組を行っています。

事業別フルコスト情報の把握と開示について（抄） 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会

(1) 事業別フルコスト情報の意義・目的

国は様々な行政活動を行っている。行政活動を効率的かつ適正に行っているかを測るためには、これらに要する費用を適切に把握することが重要である。これまで、国においては、各省等の個別の政策分野を表す中程度の政策目標を基本単位として政策別コスト情報を作成してきたが、コストの集計単位が大きく、当該単位で分析しようとした場合に、政策に投入されたコストと定量化されたアウトプット・アウトカムとの比較等が行えず、予算の P D C A サイクルに活用されていなかった。

このような経緯を踏まえると、事業別フルコスト情報は、個別に分析が可能となる作成単位とすることや、発生主義の視点等から行政サービスの効率化や適正化に資する事業を選定することが重要である。

具体的には、単位当たりコスト等の各種指標を用いることにより、資源配分の効率性、受益者負担の適正性といった検証が可能となる事業や、減価償却資産を保有する事業、フルコストに占める人件費の割合が高い事業など、事業費のみでは実質的な単位当たりコストの把握が困難である事業を重点的に選定すべきである。

事業別フルコスト情報を把握・開示することで、行政担当者にとっては、自ら担当する事業の費用の全体像の把握が一段と容易になり、当該事業に対するコスト意識が一層高まり、経年変化や他事業との比較を通じた効率化・適正化への取組みを促す効果が期待できるものと考えられる。

また、事業別フルコスト情報として把握された事業ごとの費用の全体像を国民に情報提供していくことは、国民の行政活動に関する理解の促進につながるものと考えられる。

このような考え方のもと、各省等が事業の実施主体であり、事業に係る予算の執行責任を負っていることを鑑みれば、事業別フルコスト情報の把握・開示は、まずは各省等が自らの行政活動の効率化・適正化の検討や、予算の P D C A サイクルに活用することが適当である。その上で、予算編成での活用や、国民に対する情報開示の一層の充実につなげていくことも念頭に置くことが適当である。

(2) フルコストの算定方法等について

定義

「フルコスト」とは、発生主義ベースの情報で、「事業費」に「人件費（人にかかるコスト）」、「物件費（物にかかるコスト）」を加味したトータルのコストであり、省庁別財務書類の業務費用計算書の計数を基礎として作成しています。

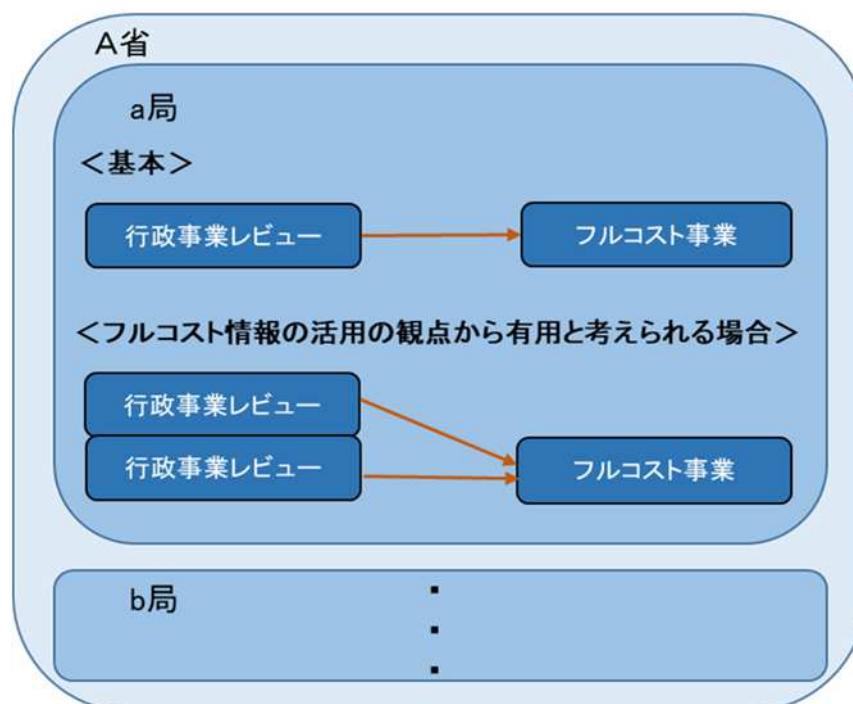
また、国が事業を行うに当たって、独立行政法人等の外部機関を利用した場合には、国のコストと当該機関のコストを合算して作成しています。

なお、「補助金・給付金」などを交付する事業については、資源配分額（実際に交付される補助金等）そのものではなく、資源配分に要したコスト（間接コスト）をフルコストとしています。

作成単位

フルコストの作成単位については、下記の考え方に従い、事業単位として広く認知されている行政事業レビューのレビューシート単位を基本的な作成単位として、各省庁の部局ごとに代表的な事業を選定しています。

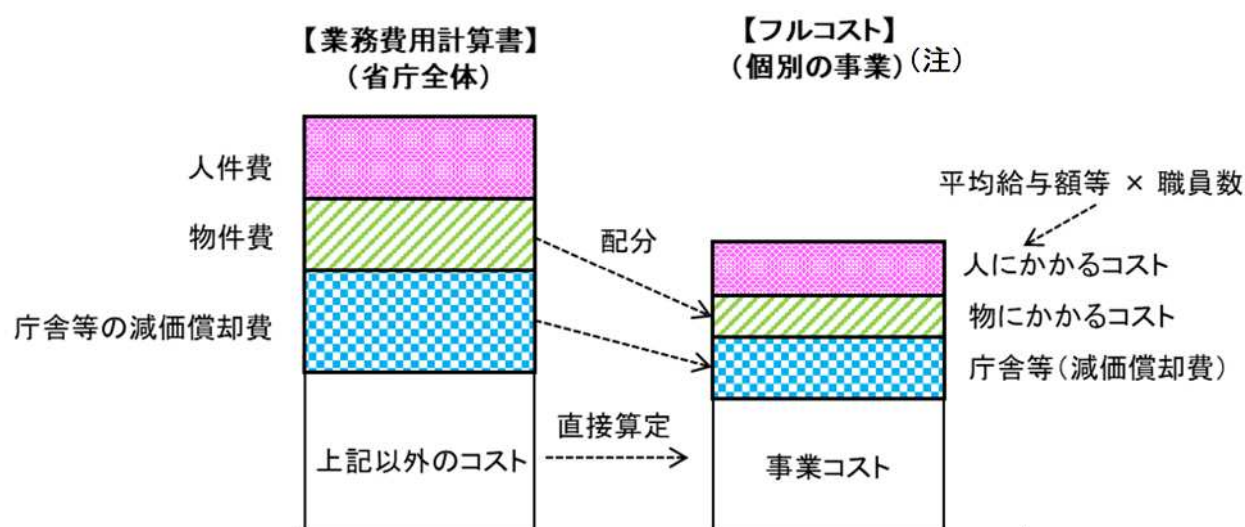
- ① 行政活動の効率化・適正化への活用には、定量化されたアウトプット・アウトカムとの比較・分析が可能となる単位とする必要があること。
- ② 情報開示の観点から国民に対してわかりやすい単位とする必要があること。
- ③ 作業コストも考慮する必要があること。



算定方法

- 「人にかかるコスト」は、フルコストを算定する事業（行政サービス）に従事している職員数に、国家公務員の平均給与額等を乗じて算出しています。
 なお、職員数は、その行政サービスに従事する各職員の1年間の業務量のうち、実際にその行政サービスに従事していた概ねの業務量割合を把握し、各職員の業務量割合の合計により算出しています。
- 「物にかかるコスト（庁舎等（減価償却費）を含む。）」は、業務費用計算書において計上されている物件費を、各行政サービスに従事している職員数等により配分して算出しています。
- 「事業コスト」は、行政サービスを実施するにあたり、直接要したコストを算定しています。

$$\text{フルコスト} = \text{人にかかるコスト} + \text{物にかかるコスト} + \text{庁舎等(減価償却費)} + \text{事業コスト}$$



(注) 独立行政法人等の外部機関を利用した場合には、上記のほか、当該機関の作成する財務諸表等により算定したコストを合算します。

(3) フルコスト情報の活用について

○ フルコスト情報について

各事業において算定したフルコストについて、行政活動の効率性・適正性の分析に活用するため「利用者1人当たり〇〇円」、「国民1人当たり〇〇円」などの「単位当たりコスト」や「自己収入比率」、「間接コスト率」といった情報等を含めて、フルコスト情報という形で開示しています。

○ フルコスト情報の事業類型

フルコスト情報は、以下の3つに類型化し、国が単独で実施するものと独立行政法人等の外部機関を通じて実施するものに区分しています。

事業類型	事業実施区分	
	単独型	外部機関利用型
①補助金・給付金事業型 国が国以外の者に補助金その他の給付金等を交付等する事業	国から、直接、補助金等の給付を行っている場合における間接コストと交付金額を開示	外部機関を通じて補助金等の給付を行っている場合における国と外部機関を合わせた間接コストと交付金額を開示
②受益者負担事業型 国等が特定の者に提供する公の役務に対する反対給付として手数料等を徴収することとしている事業	国が、直接、受益者負担事業を実施している場合における事業のフルコストと自己収入を開示	外部機関を通じて受益者負担事業を実施している場合における国と外部機関を合わせた事業のフルコストと自己収入を開示
③その他事業型 (例) ・減価償却資産を保有する事業 ・フルコストに占める人件費の割合が高く、事業費のみでは、事業の全体像が把握困難な事業 ・外部委託化を検討又は外部委託後に事業の効率性等の検証を要する事業 等	基本的な考え方は同上 (国が、直接、事業を実施している場合における事業のフルコストを開示)	基本的な考え方は同上 (外部機関を通じて事業を実施している場合における国と外部機関を合わせた事業のフルコストを開示)

○ 単位当たりコスト

フルコストをその行政サービスの利用者や提供日数といった単位で除して求める指標で、行政サービスの規模感がわかりやすくなります。

○ 間接コスト率

法人や国民等への補助金や手当等といった給付金の給付額に対して、その給付のために要したフルコストの割合を示した指標です。過去の間接コスト率と比較することなどで、補助金等の給付事務が効率的に行われているかを考えるきっかけになります。

○ 自己収入比率

フルコストに対して、その行政サービスの直接の受益者が負担した手数料等の収入の割合を示した指標です。過去の自己収入比率と比較することなどで、その行政サービスにおける受益者負担が適正な水準となっているかを考えるきっかけになります。

① 補助金・給付金事業型について

「補助金・給付金事業型」とは、国が国以外の者に補助金その他の給付金等を交付等する事業をいいます。

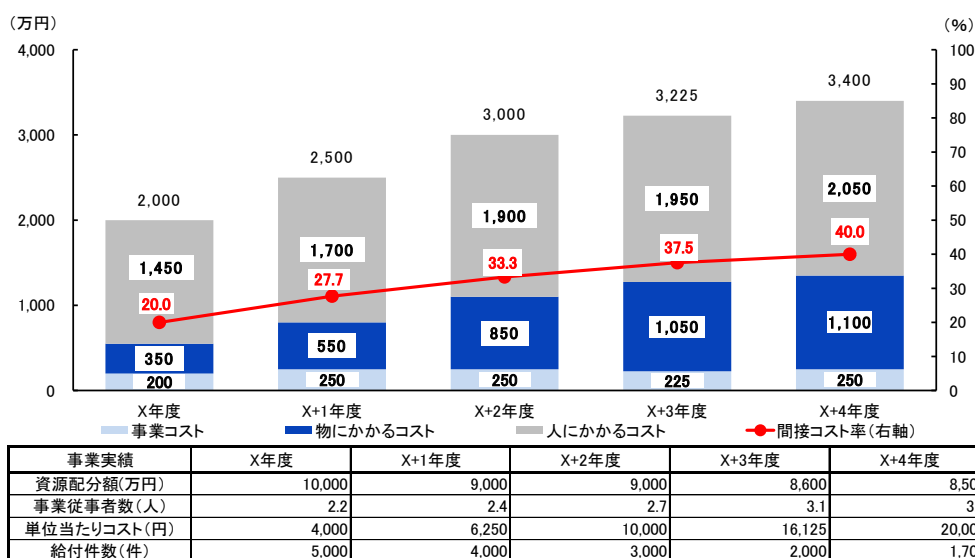
補助金等の給付額（資源配分額）とその交付に要したフルコスト（間接コスト）を比較することにより、補助金の執行額のみでは把握できない間接コスト率や単位当たりコストの把握が可能となり、交付事務が効率的に行われているかを検討するきっかけにつながります。

イメージ図（X年度の計算例）

（単位：万円）



補助金・給付金事業型における経年比較イメージ



わかること（活用方法）

(1) 間接コスト率分析(事業の効率性)

本事業は、経年変化で見ると、年々間接コスト率が増加している。
⇒ 補助金等の給付事務が、**非効率になっている可能性があるのではないか。**

(2) 単位当たりコスト分析(事業の効率性)

本事業は、経年比較で見ると、給付件数が減少している一方、フルコスト(間接コスト)は増加している。
⇒ ・事業の中で非効率な部分はないか検討する必要があるのではないか。
・類似事業がある場合には、その単位当たりコストも参考になるのではないか。

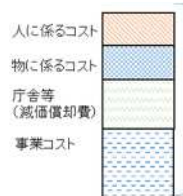
② 受益者負担事業型について

「受益者負担事業型」とは、国等が特定の者に提供する公の役務に対する反対給付として手数料等を徴収することとしている事業をいいます。

受益者が負担した利用料などの「自己収入」とフルコストとを比較することで、受益者が本来負担すべき金額はどの程度が適正であるか等を検討するきっかけにつながります。

イメージ図（X年度の計算例）

（単位：万円）



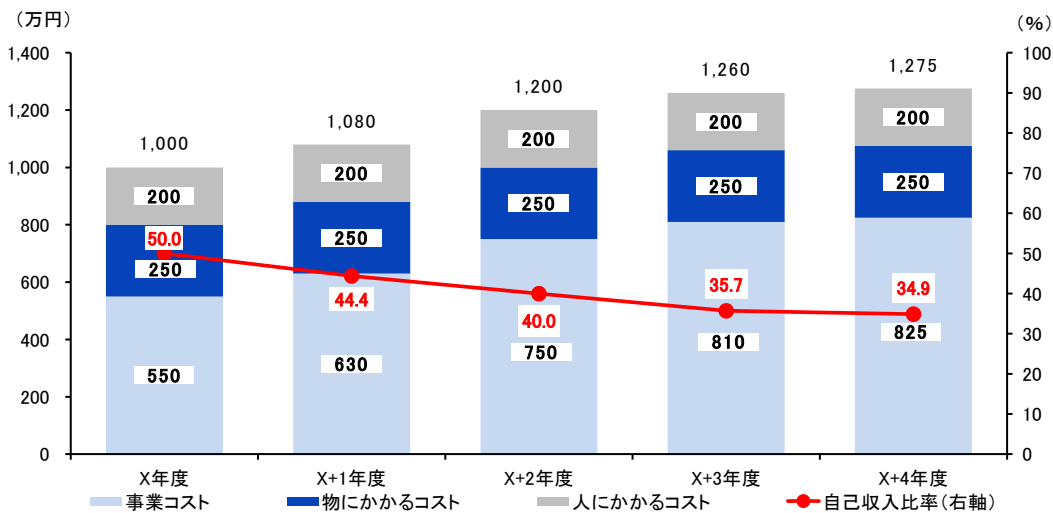
1,000
フルコスト

対比

500
自己収入
（例：手数料）

フルコスト 1,000万円
(1) 自己収入比率 50%
(2) 単位当たりコスト 1,000円

受益者負担事業型における経年比較イメージ



事業実績	X年度	X+1年度	X+2年度	X+3年度	X+4年度
事業従事者数(人)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
自己収入(円)	5,000,000	4,800,000	4,800,000	4,500,000	4,450,000
単位当たりコスト(円)	1,000	1,200	1,500	1,800	1,875
利用者数(人)	10,000	9,000	8,000	7,000	6,800

わかること（活用方法）

(1) 自己収入比率分析(受益者負担の適正性)

本事業は、経年変化で見ると、自己収入比率が減少している。

⇒ ・提供している行政サービスとその行政サービス利用者の負担が見合わなくなっているのではないかと。
・類似事業がある場合には、その自己収入比率も参考になるのではないかと。

(2) 単位当たりコスト分析(事業の効率性・適正性)

本事業は、利用者数が減少する一方、フルコストが増加し、利用者1人当たりのコストが増加している。

⇒ 利用者が減少していることを踏まえれば、事業コストを減らすこと、あるいは事業内容を見直すことも検討する必要性があるのではないかと。

③ その他事業型について

「その他事業型」では、「補助金・給付金事業型」や「受益者負担事業型」に該当しない事業で、行政活動の効率化・適正化の検討や予算のPDCAサイクルへの活用等に有用と考えられる事業等を選定しています。

例えば、「減価償却資産を保有する事業」であれば、減価償却費とランニングコストを合計し、実質的なコストを把握することで資産が毎年有効に活用されているかを検討するきっかけにつながります。

減価償却資産を保有する事業

資産の利用期間を通じて、減価償却費とランニングコストの合計により、実質的なコストを把握することができる。フルコストや利用回数・処理件数などのアウトプットによる単位当たりコストを求めることにより、資産が毎年有効に活用されているかを検証するきっかけになりうる。

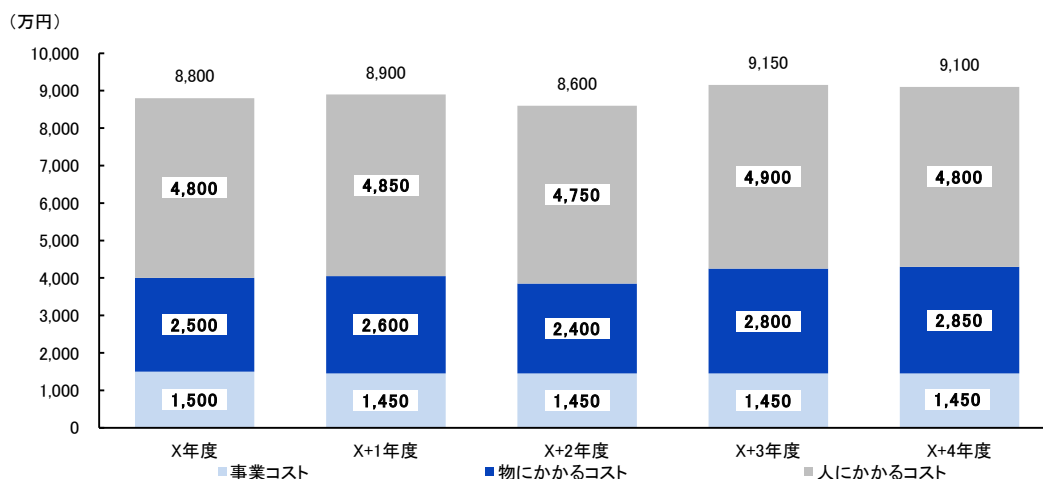
外部委託化を検討又は外部委託後に事業の効率性を検証する必要がある事業

国単独で事業を実施する場合と外部機関を利用した場合の経費を比較し、外部機関を利用する適正性や効率性を考えるきっかけになりうる。

フルコストに占める人件費の割合が高い事業

フルコストに占める人件費の割合を把握し、単位当たりコストやコスト構成の変化を経年比較することで、事業担当者のマネジメント意識を向上させるきっかけになりうる。

その他事業型における経年比較イメージ(フルコストに占める人件費割合が高い事業例)



事業実績	X年度	X+1年度	X+2年度	X+3年度	X+4年度
事業従事者数(人)	6.9	6.9	6.8	7.0	7.0
単位当たりコスト(円)	8,800	2,966	5,733	5,083	5,055
件数(件)	10,000	30,000	15,000	18,000	18,000

- 作成したフルコスト情報は、事業の経年比較が可能となる「データベース」形式で各省庁のHPにおいてそれぞれ公表しています。また、財務省HPでは、フルコスト情報についてわかりやすく説明した「フルコスト情報の解説」冊子や各省庁の事業を集約した「ダイジェスト版」・「ダッシュボード」を公表しています。
- 身近な行政サービスのコストの全体像をわかりやすく「見える化」することで、国民が国の財政について関心を持つ「きっかけ」となり、また、行政担当者も自らが実施する行政サービスのコスト意識を更に高めることにつながると期待されます。

HP への公表

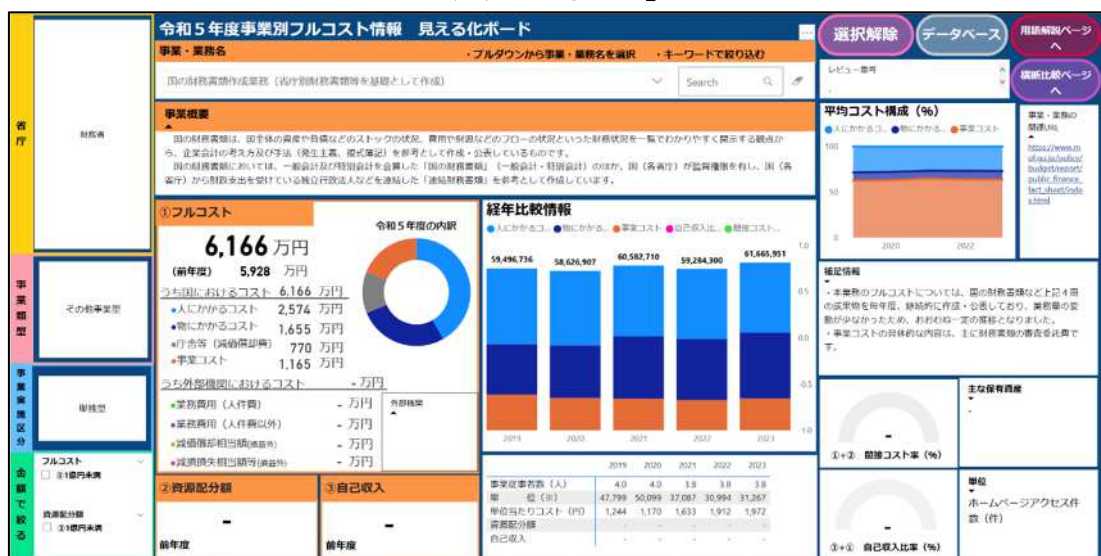
「ダイジェスト版」



「フルコスト情報の解説」



「ダッシュボード」



「国の財務書類」は財務省ホームページに掲載しています。

詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/index.html